

国基準通所型サービス  
通所型サービスA  
運営の手引き



茅ヶ崎市

## 目次

|     |  |    |
|-----|--|----|
| I   | 業務内容・基本方針  | 6  |
| 1   | 業務内容   | 6  |
| 2   | 基本方針   | 6  |
| II  | 人員基準について   | 7  |
| 1   | 管理者  | 7  |
| 2   | 従業員について  | 8  |
| (1) | 生活相談員《国基準通所型サービス》  | 8  |
| (2) | 介護職員   | 10 |
| (3) | 看護師または准看護師《国基準通所型サービス》                                       | 12 |
| (4) | 機能訓練指導員《国基準通所型サービス》  | 13 |
| 3   | 単位について   | 15 |
| 4   | 利用者の数又は利用定員について  | 15 |
| III | 設備基準について   | 16 |
| 1   | 設備及び備品について   | 16 |
| (1) | 事業所  | 16 |
| (2) | 食堂及び機能訓練室  | 16 |
| (3) | 相談室《国基準通所型サービス》  | 17 |
| (4) | 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備  | 17 |
| 2   | 設備に係る共用  | 17 |
| 3   | 指定国基準通所型サービス事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に指定国基準通所型サービス以外のサービスを提供する場合について | 18 |
| 4   | 指定居宅サービスと指定相当第1号事業の一体的運営等について                                | 19 |
| IV  | 運営基準について   | 20 |
| 1   | サービス開始前に   | 20 |
| (1) | 内容及び手続の説明及び同意  | 20 |
| (2) | 提供拒否の禁止  | 21 |
| (3) | サービス提供困難時の対応   | 22 |
| (4) | 受給資格等の確認   | 22 |
| (5) | 要支援認定等の申請に係る援助   | 22 |
| 2   | サービス提供開始に当たって  | 23 |
| (1) | 心身の状況等の把握  | 23 |
| (2) | 介護予防支援事業者等その他保健医療又は福祉サービス提供者との連携                             | 23 |
| (3) | 介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供  | 23 |
| (4) | 介護予防サービス計画の変更の援助   | 23 |
| 3   | サービス提供時  | 24 |
| (1) | サービスの提供の記録   | 24 |

|                                  |    |
|----------------------------------|----|
| (2) 利用料等の受領                      | 24 |
| 4 サービス提供時の注意点                    | 26 |
| (1) 利用者に関する市への通知                 | 26 |
| (2) 緊急時等の対応                      | 26 |
| 5 事業運営                           | 26 |
| (1) 介護保険等関連情報の活用とPDCAサイクルの推進について | 26 |
| (2) 管理者及びサービス提供責任者の責務            | 27 |
| (3) 運営規程                         | 27 |
| (4) 勤務体制の確保等                     | 28 |
| (5) 定員の遵守                        | 30 |
| (6) 非常災害対策                       | 30 |
| (7) 業務継続計画の策定等                   | 31 |
| (8) 衛生管理等                        | 32 |
| (9) 掲示                           | 34 |
| (10) 秘密保持等                       | 35 |
| (11) 広告                          | 36 |
| (12) 地域包括支援センター等に対する利益供与の禁止      | 36 |
| (13) 苦情処理                        | 36 |
| (14) 地域との連携等                     | 37 |
| (15) 事故発生時の対応                    | 37 |
| (16) 虐待の防止                       | 40 |
| (17) 会計の区分                       | 42 |
| (18) 記録の整備                       | 42 |
| (19) 電子的記録等                      | 43 |
| V 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準        | 43 |
| 1 指定国基準通所型サービスの基本取扱方針            | 43 |
| 2 指定国基準通所型サービスの具体的取扱方針           | 45 |
| 3 指定国基準通所型サービスの提供に当たっての留意点       | 47 |
| 4 安全管理体制等の確保                     | 47 |
| VI 介護報酬請求上の注意点について               | 48 |
| 1 算定区分                           | 48 |
| (1) 指定国基準通所型サービス                 | 48 |
| (2) 指定通所型サービスA                   | 49 |
| (3) 日割りについて                      | 49 |
| (4) 通所型サービスAの提供時間について            | 51 |
| 2 加算・減算について                      | 52 |
| (1) 定員超過による減算及び職員の人員欠如による減算      | 52 |
| (2) 高齢者虐待防止措置未実施減算               | 52 |

|      |   |    |
|------|---|----|
| (3)  | 業務継続計画未策定減算                                   | 52 |
| (4)  | 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 《国基準通所型サービスのみ》         | 53 |
| (5)  | 同一建物に居住する又は同一建物から通所する利用者に係る減算<br>《国基準通所型サービス》 | 53 |
| (6)  | 送迎を行わない場合の減算について                              | 53 |
| (7)  | 通所型サービスA送迎加算 《通所型サービスAのみ》                     | 54 |
| (8)  | 通所型サービスA入浴加算 《通所型サービスAのみ》                     | 54 |
| (9)  | 生活機能向上グループ活動加算                                | 55 |
| (10) | 若年性認知症利用者受入加算                                 | 56 |
| (11) | 栄養アセスメント加算                                    | 56 |
| (12) | 栄養改善加算  | 56 |
| (13) | 口腔機能向上加算                                      | 57 |
| (14) | 一体的サービス提供加算                                   | 61 |
| (15) | サービス提供体制強化加算                                  | 62 |
| (16) | 生活機能向上連携加算                                    | 65 |
| (17) | 口腔・栄養スクリーニング加算                                | 66 |
| (18) | 科学的介護推進体制加算                                   | 67 |
| (19) | 介護職員等処遇改善加算                                   | 68 |
| 3    | 他のサービスとの関係                                    | 69 |
| 4    | 第1号通所事業 利用料金一覧                                | 70 |

【基準等の略称について】

○国基準通所型サービス要綱

茅ヶ崎市指定相当第1号事業に係る国基準通所型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱

○通所型サービスA要綱

茅ヶ崎市指定第1号事業に係る通所型サービスAの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱

○国基準サービス逐条解説

茅ヶ崎市指定相当第1号事業に係る国基準訪問型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱並びに茅ヶ崎市指定相当第1号事業に係る国基準通所型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱の逐条解説

○サービスA逐条解説

茅ヶ崎市指定相当第1号事業に係る訪問型サービスAの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱並びに茅ヶ崎市指定相当第1号事業に係る通所型サービスAの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱の逐条解説

○指定居宅サービス等基準

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）

○居宅サービス額の算定に関する留意事項

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年老企36号）

○指定地域密着型サービス基準

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）

○額の算定に関する要綱

茅ヶ崎市指定相当第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱

○額の算定に関する留意事項

茅ヶ崎市指定相当第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱の制定に伴う実施上の留意事項について

## I 業務内容・基本方針

### 1 業務内容

#### ○国基準通所型サービス【国基準通所型サービス要綱 第2条第2項（11）】

旧介護予防通所介護に相当するもので、居宅要支援被保険者等の介護予防（身体上又は精神上的の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について常時介護を要し、又は日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止をいう。以下同じ。）を目的として、老人福祉法第5条の2第3項の厚生労働省令で定める施設又は同法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において、介護保険法施行規則（以下「施行規則」という。）第140条の62の5第2項で定める期間にわたり、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の居宅要支援被保険者等に必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことをいう。

#### ○通所型サービスA【通所型サービスA要綱 第2条第2項（11）】

居宅要支援被保険者等の介護予防を目的として、通所型サービスAを実施するために必要な広さを有する施設に通わせ、当該施設において、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の居宅要支援被保険者等に必要な日常生活上の支援及び運動、レクリエーション活動等による機能訓練を行うことをいう。

### 2 基本方針

#### ○国基準通所型サービス【国基準通所型サービス要綱 第4条】

指定相当第1号事業に該当する第1号通所事業として行うサービス（以下「指定国基準通所型サービス」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

#### ○通所型サービスA【通所型サービスA要綱 第4条】

指定相当第1号事業に該当する第1号通所事業として行うサービス（以下「指定通所型サービスA」という。）の事業は、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び運動、レクリエーション活動等による機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

## II 人員基準について

### 1 管理者【国基準通所型サービス要綱 第6条】【通所型サービスA要綱 第6条】

#### 国基準通所型サービス 【令和6年度改定事項】

指定国基準通所型サービス事業実施者は、指定国基準通所型サービス事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定国基準通所型サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該指定国基準通所型サービス事業所の他の職務に従事し、又は同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

指定国基準通所型サービス事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとする。ただし、次の場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする。

ア 当該指定国基準通所型サービス事業所の他の職務に従事する場合

イ 特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。ただし、施設における勤務時間が極めて限られている職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認める場合があっても差し支えない。）

【国基準サービス逐条解説 第3 II 1 (4)】

#### 通所型サービスA 【令和6年度改定事項】

- ① 指定通所型サービスA事業実施者は、指定通所型サービスA事業所ごとに、管理者を置かなければならない。
- ② 前項の管理者は、次のいずれかに該当する者をもって充てなければならない。
  - (1) 市が実施するサービスA担い手研修（茅ヶ崎市介護予防・日常生活支援総合事業担い手研修実施要綱（平成29年1月23日施行）に規定するサービスA担い手研修をいう。）を修了した者
  - (2) 指定居宅サービス等基準第93条第1項第1号に規定する生活相談員の基準を満たす者
  - (3) 指定地域密着型サービス等基準第20条第1項第1号に規定する生活相談員の基準を満たす者
- ③ 第1項の管理者は、専らその職務に従事しなければならない。ただし、指定通所型サービスA事業所の指定通所型サービスAの提供に支障がない場合は、この限りでない。
- ④ 指定通所型サービスAは、第1項の管理者又は第2項各号のいずれかに該当する従業者がその職務に従事していないときは、指定通所型サービスAを提供してはならない。

指定通所型サービスA事業所の管理者は原則として専ら当該事業所の管理業務及び通所型サービスAの提供に従事するものとする。ただし、以下の場合であって、当該事業所の管理業務及び通所型サービスAの提供に支障がないときは、他の職務を兼ねることができるものとする

ア 管理者は、利用者の生活の向上を図るため、適切な相談・援助等を行う必要があり、これらの業務に支障がない範囲で当該指定通所型サービスA事業所の他の職務に従事する場合

イ 特に当該事業所の管理業務及び通所型サービスAの提供に支障がないと認められる範囲内に他の事業所、施設等がある場合に、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられる。ただし、施設における勤務時間が極めて限られている職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認める場合があっても差し支えない。）

ウ 管理者の勤務していない時間帯に通所型サービスAを提供する場合、利用に関する申し込みや問い合わせ、緊急時の対応等を踏まえ、管理者又は、同条第2項各号のいずれかに該当する従業者が通所型サービスAの提供時間帯にその職務に従事していない場合は、指定通所型サービスAを提供してはならないことに留意すること。

【サービスA逐条解説 第3 Ⅱ 1 (2)】

## 2 従業員について【国基準通所型サービス要綱 第5条】

### (1) 生活相談員 《 国基準通所型サービス 》

【国基準通所型サービス要綱 第5条】

#### <資格>

- ・ 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者
- ・ 上記と同等以上の能力を有すると認められる者

※ 社会福祉施設等に勤務し又は勤務したことのある者等であって、その者の実績等から一般的に入所者の生活の向上を図るため適切な相談、援助等を行う能力を有すると認められる者をいう。

※ 「指定（介護予防）通所介護事業所における生活相談員の資格要件について（平成26年1月27日 神奈川県保健福祉局福祉部介護保険課事務連絡）」と同様の考え方とする。

生活相談員については、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第146号）第5条第2項に定める生活相談員に準ずるものである。

- ・ 介護福祉士
- ・ 介護支援専門員
- ・ 介護保険施設又は通所系サービス事業所において、常勤で2年以上（勤務日数360日以上）介護等の業務に従事した者（直接処遇職員）に限る。

【国基準サービス逐条解説 第3 Ⅱ 1 (2)】

#### <必要員数>

指定国基準通所型サービスの提供日ごとに、指定国基準通所型サービスを提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定国基準通所型サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計を当該指定国基準通所型サービスを提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要

と認められる数。

生活相談員については、指定国基準通所型サービスの単位数にかかわらず、次の計算式のとおり指定国基準通所型サービス事業所における提供時間数に応じた生活相談員の配置が必要になるものである。ここでいう提供時間数とは、当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻まで（サービスが提供されていない時間帯を除く。）とする。

（確保すべき生活相談員の勤務延時間数の計算式）

提供日ごとに確保すべき勤務延時間数＝提供時間数

例えば、1単位の指定国基準通所型サービスを実施している事業所の提供時間数を6時間とした場合、生活相談員の勤務延時間数を、提供時間数である6時間で除して得た数が1以上となるよう確保すればよいことから、従業者の員数にかかわらず6時間の勤務延時間数分の配置が必要となる。また、例えば午前9時から正午、午後1時から午後6時の2単位の指定国基準通所型サービスを実施している事業所の場合、当該事業所におけるサービス提供時間は午前9時から午後6時（正午から午後1時までを除く。）となり、提供時間数は8時間となることから、従業者の員数にかかわらず8時間の勤務延時間数分の配置が必要となる。

なお、指定国基準通所型サービス事業所が、利用者の地域での暮らしを支えるため、医療機関、他の第1号事業者、地域の住民活動等と連携し、指定国基準通所型サービス事業所を利用しない日も利用者の地域生活を支える地域連携の拠点としての機能を展開できるように、生活相談員の確保すべき勤務延時間数には、「サービス担当者会議や地域ケア会議に出席するための時間」、「利用者宅を訪問し、在宅生活の状況を確認した上で、利用者の家族も含めた相談・援助のための時間」、「地域の町内会、自治会、ボランティア団体等と連携し、利用者に必要な生活支援を担ってもらうなどの社会資源の発掘・活用のための時間」など、利用者の地域生活を支える取組のために必要な時間も含めることができる。

ただし、生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行う必要があり、これらに支障がない範囲で認められるものである。

【国基準サービス逐条解説 第3 II 1 (1)】

#### <勤務形態>

生活相談員又は介護職員のうち1名以上は常勤でなければならない。

## (2) 介護職員

【国基準通所型サービス要綱 第5条】【通所型サービスA要綱 第5条】

### <必要員数>

#### 国基準通所型サービス

指定国基準通所型サービスの単位ごとに、当該指定国基準通所型サービスを提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定国基準通所型サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定国基準通所型サービスを提供している時間数（次項において「提供単位時間数」という。）で除して得た数が利用者（当該指定国基準通所型サービス事業実施者が指定通所介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第93条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、かつ、指定国基準通所型サービスの事業と指定通所介護（指定居宅サービス等基準第92条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。）の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定国基準通所型サービス又は指定通所介護若しくは指定地域密着型通所介護の利用者。以下この条、次条及び第19条において同じ。）の数が15人までの場合にあっては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数。

#### 通所型サービスA

指定通所型サービスAの事業を実施する者（以下「指定通所型サービスA事業実施者」という。）が当該事業を実施する事業所（以下「指定通所型サービスA事業所」という。）ごとに置くべき介護職員の員数は、指定通所型サービスAの単位ごとに、当該指定通所型サービスAを提供している時間帯に介護職員（専ら当該指定通所型サービスAの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を当該指定通所型サービスAを提供している時間数で除して得た数が利用者の数が15人までの場合にあっては1以上、利用者の数が15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を10で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数とする。

- ・ **国基準通所型サービス**の介護職員の人員配置については、当該職種の従業員がサービス提供時間内に勤務する時間数の合計（以下「勤務延時間数」という。）を提供時間数で除して得た数が基準において定められた数以上となるよう、勤務延時間数を確保するよう定めたものであり、必要な勤務延時間数が確保されれば当該職種の従業者の員数は問わないものである。
- ・ **通所型サービスA**の介護職員の人員配置については、勤務時間数を提供時間数で除して得た数が基準において定められた数以上となるよう、勤務延時間数を確保するよう定めたものであり、必要な勤務延時間数が確保されれば当該職種の従業者の員数は問わないものである。
- ・ 介護職員については、指定国基準通所型サービス（指定通所型サービスA）の単位ごとに、提供時間

数に応じた配置が必要となるものであり、確保すべき勤務延時間数は、次の計算式のとおり提供時間数及び利用者数から算出される。なお、ここでいう提供時間数とは、当該単位における平均提供時間数（利用者ごとの提供時間数の合計を利用者数で除して得た数をいう。）とする。

（確保すべき介護職員の勤務延時間数の計算式）

- ・ 利用者数 15 人まで  
単位ごとに確保すべき勤務延時間数＝平均提供時間数
- ・ 利用者数 16 人以上  
（指定国基準通所型サービスについては）  
単位ごとに確保すべき勤務延時間数＝ $((\text{利用者数} - 15) \div 5 + 1) \times \text{平均提供時間数}$   
（指定国基準通所型サービスAについては）  
単位ごとに確保すべき勤務延時間数＝ $((\text{利用者数} - 15) \div 10 + 1) \times \text{平均提供時間数}$

※ 平均提供時間数＝利用者ごとの提供時間数の合計÷利用者数

例えば、利用者数 18 人、提供時間数を 5 時間とした場合、 $(18 - 15) \div 5 + 1 = 1.6$  となり、5 時間の勤務時間数を 1.6 名分確保すればよいことから、従業員の員数にかかわらず、 $5 \times 1.6 = 8$  時間の勤務延時間数分の人員配置が必要となる。利用者数と平均提供時間数に応じて確保すべき勤務延時間数の具体例を別表 3（P.14）に示すものとする。

【国基準サービス逐条解説 第 3 II 1 (1)】

【サービスA逐条解説 第 3 II 1 (1)】

<勤務形態>

- ・ 指定国基準通所型サービス（指定通所型サービスA）の単位ごとに、介護職員を常時 1 人以上当該指定国基準通所型サービス（指定通所型サービスA）に従事させなければならない。
- ・ 介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定国基準通所型サービス（指定通所型サービスA）の単位の介護職員として従事することができるものとする。
- ・ **指定国基準通所型サービス**の生活相談員又は介護職員のうち 1 人以上は、常勤でなければならない。
- ・ **指定通所型サービスA事業実施者**が、指定通所介護、指定地域密着型通所介護又は指定国基準通所型サービスの指定を現に受けている場合であって、かつ、指定通所型サービスA事業所がこれらの規定する事業を行う事業所を兼ねる場合にあつては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 厚生省令第 37 号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第 93 条第 1 項第 3 号、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号。次条第 2 項において「指定地域密着型サービス等基準」という。）第 20 条第 1 項第 3 号又は茅ヶ崎市指定相当第 1 号事業に係る国基準通所型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱（平成 29 年 4 月 1 日施行）の定めるところにより置くべき介護職員を兼ねることができる。

介護職員が常に確保されるよう必要な配置を行うよう定めたものであり、例えば、計算式により算出した確保すべき勤務延時間数が、当該事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻までの時

間数に満たない場合であっても、常時1名以上が確保されるよう配置を行う必要があることに留意すること。

例えば複数の単位の指定国基準通所型サービスを同じ時間帯に実施している場合、単位ごとに介護職員等が常に1名以上確保されている限りにおいては、単位を超えて柔軟な配置が可能である。

【国基準サービス逐条解説 第3 Ⅱ 1 (1)】

【サービスA逐条解説 第3 Ⅱ 1 (1)】

### (3) 看護師又は准看護師 《 国基準通所型サービス 》

【国基準通所型サービス要綱 第5条】

#### <必要員数>

看護師又は准看護師（以下「看護職員」という。）指定国基準通所型サービスの単位ごとに、専ら当該指定国基準通所型サービスの提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数

看護職員については、指定国基準通所型サービス事業所の従業者により確保することに加え、病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により確保することも可能である。具体的な取扱いは次のとおりとする。

#### ア 指定国基準通所型サービス事業所の従業者により確保する場合

提供時間帯を通じて、専ら当該指定国基準通所型サービスの提供に当たる必要はないが、当該看護職員は提供時間帯を通じて、指定国基準通所型サービス事業所と密接かつ適切な連携を図るものとする。

#### イ 病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により確保する場合

看護職員が指定国基準通所型サービス事業所の営業日ごとに利用者の健康状態の確認を行い、病院、診療所、訪問看護ステーションと指定国基準通所型サービス事業所が提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図るものとする。

なおア及びイにおける「密接かつ適切な連携」とは、指定国基準通所型サービス事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保することである。

【国基準サービス逐条解説 第3 Ⅱ 1 (1)】

#### ※ 指定国基準通所型サービス事業所の利用定員が10人以下の場合

「(2) 介護職員」及び「(3) 看護師又は准看護師」に関わらず、介護職員及び看護職員の員数を、指定国基準通所型サービスの単位ごとに、当該指定国基準通所型サービスを提供している時間帯に介護職員又は看護職員（いずれも専ら当該指定国基準通所型サービスの提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数は1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

その場合は、(2) 介護職員 <勤務形態>について、「介護職員」を「看護職員又は介護職員」に読み替える。





Q. 今まで10人定員で実施しているため、看護職員を配置していないが、食堂及び機能訓練室の平米数に余裕があり、人員が確保され、通所型サービスAを提供した際、定員が通所型サービスAの利用者を含めて10人以上となってしまった場合は、看護職員の配置は必要か。

A. 通所介護、地域密着型通所介護及び国基準通所型サービスと通所型サービスAを一体的に実施する場合は、指定通所介護事業所の事業所規模の区分を決定する際の利用者数には、通所型サービスAの利用者数は含めず、指定通所介護事業所の利用定員の利用者数にも含めません。  
そのため、通所介護と国基準通所型サービスの利用者が定員10人以内であれば、看護職員の配置は必要ありません。

#### (4) 機能訓練指導員 《 国基準通所型サービス 》

【国基準通所型サービス要綱 第5条】

<必要員数>

1以上配置すること

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とされたが、この「訓練を行う能力を有する者」とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格を有する者（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）とする。ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。

【国基準サービス逐条解説 第3 II 1 (3)】

別表3【国基準サービス逐条解説】

国基準通所型サービスの人員配置基準を満たすために必要となる介護職員の勤務時間数の具体例（単位ごと）

|     |     | 平均提供時間数   |           |            |            |            |            |            |
|-----|-----|-----------|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|
|     |     | 3.0<br>時間 | 4.0<br>時間 | 5.0<br>時間  | 6.0<br>時間  | 7.0<br>時間  | 8.0<br>時間  | 9.0<br>時間  |
| 利用者 | 5人  | 3.0<br>時間 | 4.0<br>時間 | 5.0<br>時間  | 6.0<br>時間  | 7.0<br>時間  | 8.0<br>時間  | 9.0<br>時間  |
|     | 10人 | 3.0<br>時間 | 4.0<br>時間 | 5.0<br>時間  | 6.0<br>時間  | 7.0<br>時間  | 8.0<br>時間  | 9.0<br>時間  |
|     | 15人 | 3.0<br>時間 | 4.0<br>時間 | 5.0<br>時間  | 6.0<br>時間  | 7.0<br>時間  | 8.0<br>時間  | 9.0<br>時間  |
|     | 16人 | 3.6<br>時間 | 4.8<br>時間 | 6.0<br>時間  | 7.2<br>時間  | 8.4<br>時間  | 9.6<br>時間  | 10.8<br>時間 |
|     | 17人 | 4.2<br>時間 | 5.6<br>時間 | 7.0<br>時間  | 8.4<br>時間  | 9.8<br>時間  | 11.2<br>時間 | 12.6<br>時間 |
|     | 18人 | 4.8<br>時間 | 6.4<br>時間 | 8.0<br>時間  | 9.6<br>時間  | 11.2<br>時間 | 12.8<br>時間 | 14.4<br>時間 |
|     | 19人 | 5.4<br>時間 | 7.2<br>時間 | 9.0<br>時間  | 10.8<br>時間 | 12.6<br>時間 | 14.4<br>時間 | 16.2<br>時間 |
|     | 20人 | 6.0<br>時間 | 8.0<br>時間 | 10.0<br>時間 | 12.0<br>時間 | 14.0<br>時間 | 16.0<br>時間 | 18.0<br>時間 |

### 3 単位について

【国基準サービス逐条解説 第3 Ⅱ 1 (1)】【サービスA逐条解説 第3 Ⅱ 1 (1)】

指定国基準通所型サービス（指定通所型サービスA）の単位とは、同時に、一体的に提供される指定国基準通所型サービス（指定通所型サービスA）をいうものであることから、例えば、次のような場合は、2単位として扱われ、それぞれの単位ごとに必要な従業者を確保する必要がある。

- (1) 指定国基準通所型サービス（指定通所型サービスA）が同時に一定の距離を置いた2つの場所で行われ、これらのサービスの提供が一体的に行われているといえない場合
- (2) 午前と午後とで別の利用者に対して指定国基準通所型サービス（指定通所型サービスA）を提供する場合

また、利用者ごとに策定した国基準通所型サービス計画（通所型サービスA計画）に位置づけられた内容の国基準通所型サービス（指定通所型サービスA）が一体的に提供されていると認められる場合は、同一単位で提供時間数の異なる利用者に対して国基準通所型サービス（指定通所型サービスA）を行うことも可能である。なお、同時一体的に行われているとは認められない場合は、別単位となることに留意すること。

同一事業所で複数の単位の指定国基準通所型サービスを同時に行う場合であっても、常勤の従業者は事業所ごとに確保すれば足りるものである。

### 4 利用者の数又は利用定員について

【国基準サービス逐条解説 第3 Ⅱ 1 (1)】【サービスA逐条解説 第3 Ⅱ 1 (1)】

利用者の数又は利用定員は、単位ごとの指定国基準通所型サービス（指定通所型サービスA）についての利用者の数又は利用定員をいうものであり、利用者の数は実人員、利用定員は、あらかじめ定めた利用者の数の上限をいうものである。従って、例えば、1日のうちの午前の提供時間帯に利用者10人に対して指定国基準通所型サービス（指定通所型サービスA）を提供し、午後の提供時間帯に別の利用者10人に対して指定国基準通所型サービス（指定通所型サービスA）を提供する場合であって、それぞれの指定国基準通所型サービス（指定通所型サービスA）の定員が10人である場合には、当該事業所の利用定員は10人、必要となる介護職員は午前午後それぞれにおいて利用者10人に応じた数ということとなり、人員の算定上、午前の利用者の数と午後の利用者の数が合算されるものではない。

### Ⅲ 設備基準について

※ 国基準通所型サービスと通所型サービスAで内容が重複している部分については、国基準通所型サービスを通所型サービスAに読み替えてください。

#### 1 設備及び備品について【国基準通所型サービス要綱第7条】【国基準通所型サービスA要綱第7条】

指定国基準通所型サービス事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定国基準通所型サービスの提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければなりません。

##### (1) 事業所

【国基準サービス逐条解説 第3Ⅱ2(1)】【サービスA逐条解説 第3Ⅱ2(1)】

事業所とは、指定国基準通所型サービスを提供するための設備及び備品を備えた場所をいう。原則として一の建物につき、一の事業所とするが、利用者の利便のため、利用者に身近な社会資源（既存施設）を活用して、事業所の従業者が当該既存施設に出向いて指定国基準通所型サービスを提供する場合については、これらを事業所の一部とみなして設備基準を適用するものである。

##### (2) 食堂及び機能訓練室

【国基準通所型サービス要綱 第7条】【通所型サービスA要綱 第7条】

① 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートル（2.3平方メートル）に利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

|            |           |
|------------|-----------|
| 国基準通所型サービス | 3平方メートル   |
| 通所型サービスA   | 2.3平方メートル |

② ①にかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

③ **指定通所型サービスA事業者**が指定通所通所介護、指定地域密着型通所介護又は指定国基準通所型サービスの指定を現に受けている場合であって、指定通所型サービスA事業所の食堂及び機能訓練室において、指定通所型サービスAの事業と指定通所介護の事業、指定地域密着型通所介護の事業又は指定国基準通所型サービスの事業を同時に実施するときは、①で規定している「2.3平方メートル」とあるのは、「3平方メートル」とする。

ア 指定国基準通所型サービス事業所の食堂及び機能訓練室（以下「指定国基準通所型サービスの機能訓練室等」という。）については、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすることとされたが、指定国基準通所型サービスが原則として同時に複数の利用者に対し介護を提供するものであることに鑑み、狭隘な部屋を多数設置することにより面積を確保すべきではないものである。

ただし、指定国基準通所型サービスの単位をさらにグループ分けして効果的な指定国基準通所型サービスの提供が期待される場合はこの限りでない。

イ ③については、同じ時間帯に指定通所介護、指定国基準通所型サービス、指定地域密着型通所介護のサービス等を提供する場合は、当該利用者の処遇に支障があることから、利用者ごとに3平方メートルを確保する必要があるという考えである。

【国基準サービス逐条解説 第3 Ⅱ 2 (2)】

【サービスA逐条解説 第3 Ⅱ 2 (2)】

### (3) 相談室 《 国基準通所型サービス 》

【国基準通所型サービス要綱 第7条】

遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

### (4) 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

【国基準サービス逐条解説 第3 Ⅱ 2 (3)】【サービスA逐条解説 第3 Ⅱ 2 (3)】

消火設備その他の非常災害に際して必要な設備とは、消防法その他の法令等(※)に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならない。

※ 新規に事業所を開設するときだけでなく、事業所を移転するときも同様の確認を行ってください。

#### ※「消防法その他の法令等」について

利用者の安全を確保するため、通所介護事業所には、消火設備その他非常災害に際して必要な設備の設置が必要です。建物の使用用途、面積等によって消火器や自動火災報知設備等の設置を求められる場合があります。必ず最寄りの消防署等に対応方法についてご確認ください。

消防法のほか、建築基準法等においても建築物の防火等に係る規定が設けられています。

介護保険法の「通所介護事業所」は、建築基準法の「児童福祉施設等」に該当しますので、介護保険法令だけでなく、こうした関係法令に規定されている内容も満たす必要があります。

(詳細は建築指導課へご確認ください。)



## 2 設備に係る共用【国基準通所型サービス要綱 第7条】【通所型サービスA要綱 第7条】

「1 設備及び備品について」に掲げる設備は、専ら当該指定国基準通所型サービスの事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定国基準通所型サービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

指定国基準通所型サービスの機能訓練室等と、指定国基準通所型サービス事業所と併設の関係にある病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院における指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースについては、次の条件に適合するときは、これらが同一の部屋等であっても差し支えないものとする。

ア 当該部屋等において、指定国基準通所型サービス事業所の機能訓練室等と指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースが明確に区分されていること。

イ 指定国基準通所型サービス事業所の機能訓練室等として使用される区分が、指定国基準通所型サービス事業所の設備基準を満たし、かつ、指定通所リハビリテーション等を行うためのスペースとして使用される区分が、指定通所リハビリテーション事業所等の設備基準を満たすこと。

※なお、設備を共有する場合、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるよう努めなければならないと定めているところであるが、衛生管理等に一層努めること。

【国基準サービス逐条解説 第3 Ⅱ 2 (4)】

【サービスA逐条解説 第3 Ⅱ 2 (4)】

**3 指定国基準通所型サービス事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に指定国基準通所型サービス以外のサービスを提供する場合について【国基準通所型サービス要綱 第7条】（指定国基準通所型サービスの提供に支障がない場合に限る。）**

当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該指定国基準通所型サービスの事業に係る指定を行った市長に届け出るものとする。

・ 指定国基準通所型サービスの提供以外の目的で、指定国基準通所型サービス事業所の設備を利用し、夜間及び深夜に指定国基準通所型サービス以外のサービス（以下「宿泊サービス」という。）を提供する場合には、当該サービスの内容を当該サービスの提供開始前に当該指定国基準通所型サービス事業実施者に係る指定を行った市長に届け出る必要があり、当該サービスの届出内容については、別紙様式によるものとする。また、指定国基準通所型サービス事業実施者は宿泊サービスの届出内容に係る介護サービス情報を市に報告することとする。

・ 指定国基準通所型サービス事業実施者は届け出た宿泊サービスの内容に変更がある場合は、変更の事由が生じてから10日以内に市長に届け出るよう努めることとする。また、宿泊サービスを休止又は廃止する場合は、その休止又は廃止の日の1月前までに市長に届け出るよう努めることとする。

・ 宿泊サービスを提供する指定国基準通所型サービス事業実施者は、市の消防本部予防課へ上記に規定する当該届出の内容についての情報提供に努めることとする。

【国基準サービス逐条解説 第3 Ⅱ 2 (5) (6)】

【サービスA逐条解説 第3 Ⅱ 2 (5) (6)】

#### 4 指定居宅サービスと指定相当第1号事業の一体的運営等について

指定居宅サービス又は基準該当居宅サービスに該当する各事業を行う者が、指定相当第1号事業に該当する各事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅サービス又は基準該当居宅サービスの各事業と指定相当第1号事業の各事業とが同じ事業所で一体的に運営されている場合については、施行規則第140条の63の6第1項第1号の規定に基づく第1号事業における各基準を満たすことによって、基準を満たしているとみなすことができる等の取扱いを行うことができることとされたが、その意義は次のとおりである。

設備、備品についても同様であり、例えば、定員30人の指定通所介護事業所においては、機能訓練室の広さは30人×3㎡=90㎡を確保する必要があるが、この30人に国基準通所型サービスの利用者も含めて通算することにより、要介護者15人、要支援者15人であっても、あるいは要介護者20人、要支援者10人の場合であっても、合計で90㎡が確保されていれば、基準を満たすこととするという趣旨である。

要するに、人員についても、設備、備品についても、同一の事業所で一体的に運営する場合にあっては、例えば、従前から、指定居宅サービス事業を行っている者が、従来通りの体制を確保していれば、国基準通所型サービス要綱又は国基準通所型サービスA要綱の基準も同時に満たしていると見なすことができるという趣旨である。

なお、居宅サービスと第1号事業を同一の拠点において運営している場合であっても、完全に体制を分離して行われており一体的に運営されているとは評価されない場合にあっては、人員についても設備、備品についてもそれぞれが独立して基準を満たす必要があるので留意されたい。

【国基準サービス逐条解説 第23】

【サービスA逐条解説 第23】

#### IV 運営基準について

※ 国基準通所型サービスと通所型サービスAで内容が重複している部分については、国基準通所型サービスを通所型サービスAに読み替えてください。

### 1 サービス開始前に

#### (1) 内容及び手続の説明及び同意

【国基準通所型サービス要綱 第8条】【通所型サービスA要綱 第8条】

- ・ 指定国基準通所型サービス事業実施者は、指定国基準通所型サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第22条に規定する運営規程の概要、国基準通所型サービス従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。
- ・ 指定国基準通所型サービス事業実施者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の文書の交付に代えて、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織（指定国基準通所型サービス事業実施者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定国基準通所型サービス事業実施者は、当該文書を交付したものとみなす。
  - ① 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの
    - ア 指定国基準通所型サービス事業実施者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法
    - イ 指定国基準通所型サービス事業実施者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定国基準通所型サービス事業実施者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）
  - ② 電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第42条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法
- ・ 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならない。

・指定国基準通所型サービス事業実施者は、第2項の規定により第1項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

- ① 第2項各号に掲げる方法のうち指定国基準通所型サービス事業実施者が使用するもの
- ② ファイルへの記録の方式

・前項の規定による承諾を得た指定国基準通所型サービス事業実施者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第1項に規定する重要事項を電磁的方法によって提供してはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

指定国基準通所型サービス事業実施者は、利用者に対し適切な指定国基準通所型サービスを提供するため、その提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、当該指定国基準通所型サービス事業所の運営規程の概要、国基準通所型サービス従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者がサービスを選択するために必要な重要事項について、わかりやすい説明書やパンフレット等（当該指定国基準通所型サービス事業実施者が、他の介護保険及び第1号事業に関する事業を併せて実施している場合、当該パンフレット等について、一体的に作成することは差し支えないものとする。）の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所から指定国基準通所型サービスの提供を受けることにつき同意を得なければならないこととしたものである。

なお、当該同意については、利用者及び指定国基準通所型サービス事業実施者双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましいものである。

【国基準サービス逐条解説 第3 II 3 (1)】

【サービスA逐条解説 第3 II 3 (1)】

## (2) 提供拒否の禁止

【国基準通所型サービス要綱 第9条】【通所型サービスA要綱 第9条】

指定国基準通所型サービス事業実施者は、正当な理由なく指定国基準通所型サービスの提供を拒んではならない。

原則として、利用申込に対しては応じなければならないことを規定したものであり、特に、居宅要支援被保険者等の状態や所得の多寡を理由にサービスの提供を拒否することを禁止するものである。また、利用者が特定のサービス行為以外の指定国基準通所型サービスの利用を希望することを理由にサービス提供を拒否することも禁止するものである。

提供を拒むことのできる正当な理由がある場合とは、以下の通りである。

ア 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合

イ 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合

ウ その他利用申込者に対し自ら適切な指定国基準通所型サービスを提供することが困難な場合

【国基準サービス逐条解説 第3 Ⅱ 3 (2)】

【サービスA逐条解説 第3 Ⅱ 3 (2)】

### (3) サービス提供困難時の対応

【国基準通所型サービス要綱 第10条】【通所型サービスA要綱 第10条】

指定国基準通所型サービス事業実施者は、当該指定国基準通所型サービス事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定国基準通所型サービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る地域包括支援センター等への連絡、適当な他の指定国基準通所型サービス事業実施者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

### (4) 受給資格等の確認

【国基準通所型サービス要綱 第11条】【通所型サービスA要綱 第11条】

- ① 指定国基準通所型サービス事業実施者は、指定国基準通所型サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格並びに要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間（施行規則第140条の62の4第2号に規定する第1号被保険者にあつては、被保険者資格及び同号に規定する厚生労働大臣が定める基準の該当の有無）を確認するものとする。
- ② 指定国基準通所型サービス事業実施者は、前項の被保険者証に、法第115条の3第2項の認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定国基準通所型サービスを提供するように努めなければならない。

### (5) 要支援認定等の申請に係る援助

【国基準通所型サービス要綱 第12条】【通所型サービスA要綱 第12条】

- ① 指定国基準通所型サービス事業実施者は、指定国基準通所型サービスの提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者（施行規則第140条の62の4第2号に規定する者を除く。）については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
- ② 指定国基準通所型サービス事業実施者は、介護予防支援（これに相当するサービスを含む）が利用者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する30日前までにされるよう、必要な援助を行わなければならない。

## 2 サービス提供開始に当たって

### (1) 心身の状況等の把握

【国基準通所型サービス要綱 第13条】【通所型サービスA要綱 第13条】

指定国基準通所型サービス事業実施者は、指定国基準通所型サービスの提供に当たっては、利用者に係る地域包括支援センター等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

### (2) 介護予防支援事業者等その他保健医療又は福祉サービス提供者との連携

【国基準通所型サービス要綱 第14条】【通所型サービスA要綱 第14条】

- ① 指定国基準通所型サービス事業実施者は、指定国基準通所型サービスを提供するに当たっては、地域包括支援センター等その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- ② 指定国基準通所型サービス事業実施者は、指定国基準通所型サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る地域包括支援センター等に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

### (3) 介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供

【国基準通所型サービス要綱 第15条】【通所型サービスA要綱 第15条】

指定国基準通所型サービス事業実施者は、介護予防サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定国基準通所型サービスを提供しなければならない。

### (4) 介護予防サービス計画の変更の援助

【国基準通所型サービス要綱 第16条】【通所型サービスA要綱 第16条】

指定国基準通所型サービス事業実施者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る地域包括支援センター等への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

### 3 サービス提供時

#### (1) サービスの提供の記録

【国基準通所型サービス要綱 第17条】【通所型サービスA要綱 第17条】

- ① 指定国基準通所型サービス事業実施者は、指定国基準通所型サービスを提供した際には、当該指定国基準通所型サービスの提供日及び内容、当該指定国基準通所型サービスについて支払を受ける第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。
- ② 指定国基準通所型サービス事業実施者は、指定国基準通所型サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

ア 国基準通所型サービス要綱第17条は、利用者及びサービス事業者が、その時点での支給限度額の残額やサービスの利用状況を把握できるようにするために、指定国基準通所型サービス事業実施者は、指定国基準通所型サービスを提供した際には、当該指定国基準通所型サービスの提供日、内容、第1号事業支給費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画等の書面又はサービス利用票等に記載しなければならないこととしたものである。

イ 同条第2項は、当該指定国基準通所型サービスの提供日、提供した具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、サービス事業者間の密接な連携等を図るため、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならないこととしたものである。また、「その他適切な方法」とは、例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法である。なお、提供した具体的なサービスの内容等の記録は、国基準通所型サービス要綱第37条第2項の規定に基づき、5年間保存しなければならない

【国基準サービス逐条解説 第3 II 3 (7)】

【サービスA逐条解説 第3 II 3 (7)】

#### (2) 利用料等の受領

【国基準通所型サービス要綱 第18条】【通所型サービスA要綱 第18条】

- ① 指定国基準通所型サービス事業実施者は、第1号事業支給費の支給を受けることのできる指定国基準通所型サービスを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定国基準通所型サービスに係る第1号事業支給費用基準額から当該指定国基準通所型サービス事業実施者に支払われる第1号事業支給費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。
- ② 指定国基準通所型サービス事業実施者は、第1号事業支給費の支給を受けることのできない指定国基準通所型サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定国基準通所型サービスに係る第1号事業支給費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- ③ 指定国基準通所型サービス事業実施者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- イ 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- ロ 食事の提供に要する費用
- ハ おむつ代
- ニ 前3号に掲げるもののほか、指定国基準通所型サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

- ④ 前項第2号に掲げる費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年厚生労働省告示第419号）の例によるものとする。
- ⑤ 指定国基準通所型サービス事業実施者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

① 国基準通所型サービス要綱第18条第1項は、指定国基準通所型サービス事業実施者は、第1号事業支給費の支給を受けることのできる指定国基準通所型サービスを提供した際には、利用者負担として、第1号事業支給費用基準額の1割、2割又は3割（施行規則第140条の63の2の規定の適用により第1号事業支給費の率が9割、8割又は7割でない場合については、それに応じた割合）の支払を受けなければならないことを規定したものである。

② 同条第2項は、利用者間の公平及び利用者の保護の観点から、第1号事業支給費の支給を受けることのできない指定国基準通所型サービスを提供した際に、その利用者から支払を受ける利用料の額と、法定代理受領サービスである指定国基準通所型サービスに係る費用の額の間、一方の管理経費の他方への転嫁等による不合理な差額を設けてはならないこととしたものである。

なお、そもそも第1号事業支給費の対象となる指定国基準通所型サービスと明確に区分されるサービスについては、次のような方法により別の料金設定をして差し支えない。

ア 利用者に、当該事業が指定国基準通所型サービスの事業とは別事業であり、当該サービスが第1号事業支給費の対象とならないサービスであることを説明し、理解を得ること。

イ 当該事業の目的、運営方針、利用料等が、指定国基準通所型サービス事業所の運営規程とは別に定められていること。

ウ 会計が指定国基準通所型サービスの事業の会計と区分されていること。

③ 同条第3項は、指定国基準通所型サービス事業実施者は、指定国基準通所型サービスの提供に関して、

ア 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

イ 食事の提供に要する費用

ウ おむつ代

エ ア から ウ までに掲げるもののほか、指定国基準通所型サービスの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものについては、前2項の利用料のほかに利用者から支払を受けることが

できることとし、第1号事業支給費の対象となっているサービスと明確に区分されないあいまいな名目による費用の支払を受けることは認めないこととしたものである。

なお、(イ)の費用については、居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針（平成17年厚生労働省告示第419号。以下「指針」という。）の定めるところによるものとし、(エ)の費用の具体的な範囲については、通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて（平成12年老企第54号）の通知と同趣旨とする。

- ④ 同条第5項は、指定国基準通所型サービス事業実施者は、同条第3項の費用に係る支払いを受けるに当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対してその額等に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならないこととしたものである。

【国基準サービス逐条解説 第3 II 3 (8)】

【サービスA逐条解説 第3 II 3 (8)】

#### 4 サービス提供時の注意点

##### (1) 利用者に関する市への通知

【国基準通所型サービス要綱 第19条】【通所型サービスA要綱 第19条】

指定国基準通所型サービス事業実施者は、指定国基準通所型サービスを受けている利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

- ① 正当な理由なしに指定国基準通所型サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- ② 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

##### (2) 緊急時等の対応

【国基準通所型サービス要綱 第20条】【通所型サービスA要綱 第20条】

国基準通所型サービス従業者は、現に指定国基準通所型サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

#### 5 事業運営

##### (1) 介護保険等関連情報の活用とPDCAサイクルの推進について

【国基準通所型サービス要綱 第3条第4項】【通所型サービスA要綱 第3条第4項】

指定相当第1号事業実施者は、指定相当第1号事業を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

国基準通所型サービス要綱第3条第4項は、指定相当第1号事業のサービスの提供に当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等の関連情報等を活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めなければならないこととしたものである。この場合において、「科学的介護情報システム（LIFE: Long-term care Information system For

Evidence)」に情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ましい。

【国基準サービス逐条解説 第3 I 3 (1)】

【サービスA逐条解説 第3 I 3 (1)】

## (2) 管理者及びサービス提供責任者の責務

【国基準通所型サービス要綱 第21条】【通所型サービスA要綱 第21条】

- ① 指定国基準通所型サービス事業所の管理者は、指定国基準通所型サービス事業所の従業者の管理及び指定国基準通所型サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。
- ② 指定国基準通所型サービス事業所の管理者は、当該指定国基準通所型サービス事業所の従業者がこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

## (3) 運営規程

【国基準通所型サービス要綱 第22条】【通所型サービスA要綱 第22条】

指定国基準通所型サービス事業実施者は、指定国基準通所型サービス事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第28条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

- ① 事業の目的及び運営の方針
- ② 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③ 営業日及び営業時間
- ④ 指定国基準通所型サービスの利用定員
- ⑤ 指定国基準通所型サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- ⑥ 通常の事業の実施地域
- ⑦ サービス利用に当たっての留意事項
- ⑧ 緊急時等における対応方法
- ⑨ 非常災害対策
- ⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項
- ⑪ その他運営に関する重要事項

国基準通所型サービス要綱第22条は、指定国基準通所型サービスの事業の適正な運営及び利用者に対する適切な指定国基準通所型サービスの提供を確保するため、同条第1号から第11号までに掲げる事項を内容とする規程を定めることを指定国基準通所型サービス事業所ごとに義務づけたものであるが、特に次の点に留意するものとする。

### ア 営業日及び営業時間（第3号）

指定国基準通所型サービスの営業日及び営業時間を記載すること。

### イ 指定国基準通所型サービスの利用定員（第4号関係）

利用定員とは、当該指定国基準通所型サービス事業所において同時に指定国基準通所型サービスの提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。

ウ 指定国基準通所型サービスの内容及び利用料その他の費用の額（第5号関係）

「指定国基準通所型サービスの内容」については、入浴、食事の有無等のサービスの内容を指すものであること。

エ サービス利用に当たっての留意事項（第7号関係）

利用者が指定国基準通所型サービスの提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項（機能訓練室を利用する際の注意事項等）を指すものであること。

オ 非常災害対策（第9号関係）

非常災害に関する具体的計画を指すものであること。

【国基準サービス逐条解説 第3 II 3 (12)】

【サービスA逐条解説 第3 II 3 (12)】

#### (4) 勤務体制の確保等

【国基準通所型サービス要綱 第23条】【通所型サービスA要綱 第23条】

- ① 指定国基準通所型サービス事業実施者は、利用者に対し適切な指定国基準通所型サービスを提供できるよう、指定国基準通所型サービス事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。
- ② 指定国基準通所型サービス事業実施者は、指定国基準通所型サービス事業所ごとに、当該指定国基準通所型サービス事業所の従業者によって指定国基準通所型サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- ③ 指定国基準通所型サービス事業実施者は、国基準通所型サービス従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定国基準通所型サービス事業実施者は、全ての国基準通所型サービス従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。
- ④ 指定国基準通所型サービス事業実施者は、適切な指定国基準通所型サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより国基準通所型サービス従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

次の点に留意するものとする。

- ・ 指定国基準通所型サービス事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、国基準通所型サービス従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にすること。
- ・ 同条第2項は、原則として、当該指定国基準通所型サービス事業所の従業者たる国基準通所型サービス従業者によって指定国基準通所型サービスを提供するべきであるが、調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことを認めるものであること。

同条第3項前段は、当該指定国基準通所型サービス事業所の従業者の質の向上を図るため、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保することとしたものであること。また、同項後段は、国基準通所型サービス事業実施者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務付けることとしたものであり、これは、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施するものであること。当該義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者とするとし、具体的には、同条第3項において規定されている看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とする。

なお、新規採用、中途採用を問わず、事業所が新たに採用した従業者（医療・福祉関係資格を有さない者に限る。）に対する当該義務付けの適用については、採用後1年間の猶予期間を設けることとし、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させることとする。

同条第4項の規定は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）第11条第1項及び労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）第30条の2第1項の規定に基づき、事業主には、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント（以下「職場におけるハラスメント」という。）の防止のための雇用管理上の措置を講じることが義務づけられていることを踏まえ、規定したものである。事業主が講ずべき措置の具体的内容及び事業主が講じることが望ましい取組については、次のとおりとする。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれることに留意すること。

#### ア 事業主が講ずべき措置の具体的内容

事業主が講ずべき措置の具体的な内容は、事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（平成18年厚生労働省告示第615号）及び事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針（令和2年厚生労働省告示第5号。以下「パワーハラスメント指針」という。）において規定されているとおりであるが、特に留意されたい内容は以下のとおりである。

##### （ア）事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること。

##### （イ）相談（苦情を含む。以下同じ。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備

相談に対応する担当者をあらかじめ定めるとともに、相談への対応のための窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること。

#### イ 事業主が講じることが望ましい取組について

パワーハラスメント指針においては、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）

の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として行うことが望ましい取組の例として、①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人に対応させない等）及び③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）が規定されている。介護現場では特に、利用者又はその家族等からのカスタマーハラスメントの防止が求められていることから、ア（事業主が講ずべき措置の具体的内容）の必要な措置を講じるに当たっては、「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」、「（管理職・職員向け）研修のための手引き」等を参考にした取組を行うことが望ましい。この際、上記マニュアルや手引きについては、以下の厚生労働省ホームページに掲載しているので参考にされたい。（[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_05120.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html)）

- ・ 加えて、都道府県において、地域医療介護総合確保基金を活用した介護職員に対する悩み相談窓口設置事業や介護事業所におけるハラスメント対策推進事業を実施している場合、事業主が行う各種研修の費用等について助成等を行っていることから、事業主はこれらの活用も含め、介護事業所におけるハラスメント対策を推進することが望ましい。

【国基準サービス逐条解説 第3Ⅱ3（13）】

【サービスA逐条解説 第3Ⅱ3（13）】

※ 管理者の指揮命令権の及ばない請負契約等は認められない。

#### （5） 定員の遵守

【国基準通所型サービス要綱 第24条】【通所型サービスA要綱 第24条】

指定国基準通所型サービス事業実施者は、利用定員を超えて指定国基準通所型サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

#### （6） 非常災害対策

【国基準通所型サービス要綱 第25条】【通所型サービスA要綱 第25条】

指定国基準通所型サービス事業実施者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

指定国基準通所型サービス事業実施者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

ア 国基準通所型サービス要綱第25条は、指定国基準通所型サービス事業実施者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければならないこととしたものである。関係機関への通報及び連携体制の整備とは、火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求めることとしたものである。なお「非常災害に関する具体的計画」とは、消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業

務の実施は、消防法（昭和23年法律第186号）第8条の規定により防火管理者を置くこととされている指定国基準通所型サービス事業所にあつてはその者に行わせるものとする。また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている指定国基準通所型サービス事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者に消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行わせるものとする。

イ 同条第2項は、指定国基準通所型サービス事業者が前項に規定する避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努めることとしたものであり、そのためには、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとする。

【国基準サービス逐条解説 第3 II 3 (15)】

【サービスA逐条解説 第3 II 3 (14)】

#### (7) 業務継続計画の策定等

【国基準通所型サービス要綱 第26条】【通所型サービスA要綱 第26条】

- ① 指定国基準通所型サービス事業実施者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定国基準通所型サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- ② 指定国基準通所型サービス事業実施者は、国基準通所型サービス従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- ③ 指定国基準通所型サービス事業実施者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

国基準通所型サービス要綱第26条は、指定国基準通所型サービス事業実施者は、感染症や災害が発生した場合にあつても、利用者が継続して指定国基準通所型サービスの提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、当該業務継続計画に従い、国基準通所型サービス従業者に対して、必要な研修及び訓練（シミュレーション）を実施しなければならないこととしたものである。なお、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施については、国基準通所型サービス要綱第26条に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うこととしても差し支えない。また、感染症や災害が発生した場合には、従業者が連携し取り組むことが求められることから、**研修及び訓練の実施に当たっては、全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。**

なお、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備並びに非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間は、当該義務付けは適用しないこととされている。【令和8年4月1日からは義務化】

業務継続計画には、以下の項目等を記載すること。なお、各項目の記載内容については、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」及び「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を参照されたい。また、想定される災害等は地域によ

って異なるものであることから、項目については実態に応じて設定すること。なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。

ア 感染症に係る業務継続計画

(ア) 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）

(イ) 初動対応

(ウ) 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）

イ 災害に係る業務継続計画

(ア) 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）

(イ) 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）

(ウ) 他施設及び地域との連携

- ・ 研修の内容は、感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うものとする。

職員教育を組織的に浸透させていくために、定期的（年1回以上）な教育を実施するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。なお、感染症の業務継続計画に係る研修については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することとしても差し支えない。

- ・ 訓練（シミュレーション）においては、感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践するケアの演習等を定期的（年1回以上）に実施するものとする。なお、感染症の業務継続計画に係る訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することも差し支えない。また、災害の業務継続計画に係る訓練については、非常災害対策に係る訓練と一体的に実施することも差し支えない。訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

【国基準サービス逐条解説 第3 II 3 (14)】

【サービスA逐条解説 第3 II 3 (15)】

## (8) 衛生管理等

【国基準通所型サービス要綱 第27条】【通所型サービスA要綱 第27条】

- ① 指定国基準通所型サービス事業実施者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
- ② 指定国基準通所型サービス事業実施者は、当該指定国基準通所型サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講ずるよう努めなければならない。
  - イ 当該指定国基準通所型サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、国基準通所型サービス従業者に周知徹底を図ること。

- ロ 当該指定国基準通所型サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- ハ 当該指定国基準通所型サービス事業所において、国基準通所型サービス従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

- ・ 国基準通所型サービス要綱第27条は、指定国基準通所型サービス事業所の必要最低限の衛生管理等について規定したものであるが、このほか、次の点に留意するものとする。
  - ア 指定国基準通所型サービス事業実施者は、食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと。
  - イ 特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、国から別途通知等が発出されているので、これに基づき、適切な措置を講じること。
  - ウ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めること。
- ・ 同条第2項に規定する感染症が発生し、又はまん延しないように講ずるよう努める措置については、具体的には次のアからウまでの取扱いとすること。各事項について、同項に基づき事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うこととしても差し支えない。
  - ア 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会  
当該事業所における感染対策委員会であり、感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましく、特に、感染症対策の知識を有する者については外部の者も含め積極的に参画を得ることが望ましい。構成メンバーの責任及び役割分担を明確にするとともに、感染対策担当者を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、利用者の状況など事業所の状況に応じ、おおむね6月に1回以上、定期的開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。  
感染対策委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。  
なお、感染対策委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うこととしても差し支えない。
  - イ 感染症の予防及びまん延の防止のための指針  
当該事業所における「感染症の予防及びまん延の防止のための指針」には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。  
平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備等）、ケアに係る感染対策（手洗い、標準的な予防策）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、行政等への報告等が想定され

る。また、発生時における事業所内の連絡体制や上記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。

なお、それぞれの項目の記載内容の例については、「介護現場における感染対策の手引き」を参照されたい。

#### ウ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練

国基準通所型サービス従業者に対する「感染症の予防及びまん延の防止のための研修」の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、当該事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的なケアの励行を行うものとする。

職員教育を組織的に浸透させていくためには、当該事業所が定期的な教育（年1回以上）を開催するとともに、新規採用時には感染対策研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。

なお、研修の実施は、厚生労働省「介護施設・事業所の職員向け感染症対策力向上のための研修教材」等を活用するなど、事業所内で行うものでも差し支えなく、当該事業所の実態に応じ行うこと。また、平常時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年1回以上）に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上でのケアの演習などを実施するものとする。

訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。

【国基準サービス逐条解説 第3 II 3 (16)】

【サービスA逐条解説 第3 II 3 (16)】

#### (9) 掲示

【令和6年度改定事項】【国基準通所型サービス要綱 第28条】【通所型サービスA要綱 第28条】

- ① 指定国基準通所型サービス事業実施者は、指定国基準通所型サービス事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、国基準通所型サービス従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項（以下この条において「重要事項」という。）を掲示しなければならない。
- ② 指定国基準通所型サービス事業実施者は、重要事項を記載した書面を指定国基準通所型サービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。
- ③ 指定国基準通所型サービス事業実施者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

国基準通所型サービス要綱第28条第1項は、指定国基準通所型サービス事業実施者は、運営規程の概要、国基準通所型サービス従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を指定

国基準通所型サービス事業所の見やすい場所に掲示することを規定したものであるが、次に掲げる点に留意する必要がある。

ア 事業所の見やすい場所とは、重要事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことをいう。

イ 国基準通所型サービス従業者の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲示する趣旨であり、国基準通所型サービス従業者の氏名まで掲示することを求めるものではないこと。

・ 同条第2項は、重要事項を記載したファイル等を介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で当該指定国基準通所型サービス事業所内に備え付けることで同条第1項の掲示に代えることができることを規定したものである。

・ 同条第3項は、原則として重要事項をウェブサイト（法人のホームページ等又は介護サービス情報公表システム上を想定）に掲載しなければならないことを規定したものである。

なお、ウェブサイトへの掲載については、令和7年4月1日から義務付けとされている。

【国基準サービス逐条解説 第3Ⅱ3(17)】

【サービスA逐条解説 第3Ⅱ3(17)】

#### (10) 秘密保持等

【国基準通所型サービス要綱 第29条】【通所型サービスA要綱 第29条】

- ① 指定国基準通所型サービス事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- ② 指定国基準通所型サービス事業実施者は、当該指定国基準通所型サービス事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。
- ③ 指定国基準通所型サービス事業実施者は、サービス担当者会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は利用者の同意（家族の場合にあつては、当該家族の同意）を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

・ 同条第2項は、指定国基準通所型サービス事業実施者に対して、過去に当該指定国基準通所型サービス事業所の従業者その他の従業者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務付けたものであり、具体的には、指定国基準通所型サービス事業実施者は、当該指定国基準通所型サービス事業所の従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めをおくなどの措置を講ずべきこととするものである。

・ 同条第3項は、国基準通所型サービス事業所の従業者がサービス担当者会議等において、課題分析情報等を通じて利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、地域包括支援センター

等の担当職員や介護支援専門員、他のサービスの担当者と共有するためには、指定国基準通所型サービス事業実施者は、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必要があることを規定したものであるが、この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足りるものである。

【国基準サービス逐条解説 第3 II 3 (18)】

【サービスA逐条解説 第3 II 3 (18)】

#### (11) 広告

【国基準通所型サービス要綱 第30条】【通所型サービスA要綱 第30条】

指定国基準通所型サービス事業実施者は、指定国基準通所型サービス事業所について広告する場合は、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

#### (12) 地域包括支援センター等に対する利益供与の禁止

【国基準通所型サービス要綱 第31条】【通所型サービスA要綱 第31条】

指定国基準通所型サービス事業実施者は、地域包括支援センター等又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

#### (13) 苦情処理

【国基準通所型サービス要綱 第32条】【通所型サービスA要綱 第32条】

- ① 指定国基準通所型サービス事業実施者は、提供した指定国基準通所型サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- ② 指定国基準通所型サービス事業実施者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

・ 国基準通所型サービス要綱第32条第1項にいう「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等、当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する措置の概要についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等である。

・ 同条第2項は、利用者及びその家族からの苦情に対し、指定国基準通所型サービス事業実施者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情（指定国基準通所型サービス事業実施者が提供したサービスとは関係のないものを除く。）の受付日、その内容等を記録することを義務付けたものである。

また、指定国基準通所型サービス事業実施者は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきである。なお、国基準通所型サービス要綱第37条第2項の規定に基づき、苦情の内容等の記録は、5年間保存しなければならない。

【国基準サービス逐条解説 第3 II 3 (20)】

【サービスA逐条解説 第3 II 3 (20)】

#### (14) 地域との連携等

【国基準通所型サービス要綱 第33条】【通所型サービスA要綱 第33条】

- ① 指定国基準通所型サービス事業実施者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。
- ② 指定国基準通所型サービス事業実施者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定国基準通所型サービスに関する利用者からの苦情に関して市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- ③ 指定国基準通所型サービス事業実施者は、指定国基準通所型サービス事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定国基準通所型サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定国基準通所型サービスの提供を行うよう努めなければならない。

ア 国基準通所型サービス要綱第33条第1項は、国基準通所型サービスの事業が地域に開かれた事業として行われるよう、国基準通所型サービス事業実施者は、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこととしたものである。

イ 同条第2項は、国基準通所型サービス要綱第33条第2項の趣旨に基づき、介護サービス相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市との密接な連携に努めることを規定したものである。なお、「市が実施する事業」には、介護サービス相談員派遣事業のほか、広く市が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれるものである。

【国基準サービス逐条解説 第3 II 3 (21)】

【サービスA逐条解説 第3 II 3 (21)】

#### (15) 事故発生時の対応

【国基準通所型サービス要綱 第34条】【通所型サービスA要綱 第34条】

- ① 指定国基準通所型サービス事業実施者は、利用者に対する指定国基準通所型サービスの提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- ② 指定国基準通所型サービス事業実施者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- ③ 指定国基準通所型サービス事業実施者は、利用者に対する指定国基準通所型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。
- ④ 指定国基準通所型サービス事業実施者は、第7条第4項の指定国基準通所型サービス以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

国基準通所型サービス要綱第37条第2項の規定に基づき、事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、5年間保存しなければならない。

このほか、次の点に留意するものとする。

ア 利用者に対する指定国基準通所型サービスの提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定国基準通所型サービス事業実施者が定めておくことが望ましいこと。

イ 指定国基準通所型サービス事業実施者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいこと。

ウ 指定国基準通所型サービス事業実施者は、事故が発生した際にはその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じること。

なお、夜間及び深夜に指定国基準通所型サービス以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、以上を踏まえた同様の対応を行うこととする。

【国基準サービス逐条解説 第3 II 3 (22)】

【サービスA逐条解説 第3 II 3 (22)】

#### <実際に事故が起きた場合>

- ・ 事故後、各事業者は、速やかに e-kanagawa を活用して報告する。(第一報)
- ・ 市町村、家族、居宅介護支援事業者等へ連絡を行い、必要な措置を講じる。
- ・ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- ・ 事故処理の区切りがついたところで、改めて e-kanagawa を活用して報告する。
- ・ サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。(賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を確保しておくことが望ましい。

※ e-kanagawa を活用した報告が困難な場合は、電話で報告する。

#### <事故になるのを未然に防ぐ>

- ・ 事故原因を解明し、再発防止のための対策を講じる。
- ・ 事故に至らなかったが介護事故が発生しそうになった場合（ヒヤリ・ハット事例）及び現状を放置しておくとして介護事故に結びつく可能性が高いものについて事前に情報を収集し、未然防止対策を講じる必要があります。

#### 【ポイント】

- ・ 事故が起きた場合の連絡先・連絡方法について、あらかじめ事業所で定め、従業員に周知してください。
- ・ 少なくとも事業所が所在する市町村においては、どのような事故が起きた場合に報告するか確認しておいてください。

#### <報告の範囲>

各事業者は、次の(1)～(3)の場合、報告を行うこととする。

(1) サービスの提供による、利用者のケガ又は死亡事故の発生

ア 「サービスの提供による」とは送迎・通院等の間の事故も含む。

また、在宅の通所・入所サービスおよび施設サービスにおいては、利用者が事業所内にいる間は、「サービスの提供中」に含まれるものとする。

イ ケガの程度については、医療機関で受診を要したものを原則とする。

ウ 事業者側の過失の有無は問わない（利用者の自己過失による事故であっても、イに該当する場合は報告すること）。

エ 利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のあるときは、報告すること。

オ 利用者が、事故発生から、ある程度の期間を経て死亡した場合は、事業者は速やかに、連絡もしくは報告書を再提出すること。

(2) 食中毒及び感染症、結核の発生

注) 食中毒・感染症・結核について、サービス提供に関連して発生したと認められる場合は、報告すること。

(3) 職員（従業者）の法令違反・不祥事等の発生

報告の範囲は、利用者の処遇に影響があるもの（例：利用者からの預り金の横領、個人情報の紛失など）については報告すること。

- ・ 事業所における損害賠償の方法（保険に加入している場合にはその内容）について把握しておいてください。
- ・ 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備してください。

具体的に想定されること

- ① 介護事故等について報告するための様式を整備する。
- ② 介護職員その他の従業者は、介護事故等の発生、又は発見ごとにその状況、背景等を記録するとともに、①の様式に従い介護事故等について報告すること。
- ③ 事業所において、報告された事例を集計し、分析すること。
- ④ 事例の分析に当たっては、介護事故等の発生時の状況等を分析し、介護事故等の発生原因、結果等を取りまとめ、防止策を検討すること。
- ⑤ 報告された事例及び分析結果を職員に周知徹底すること。
- ⑥ 防止策を講じた後に、その効果について評価すること。

→ 事故の報告は、市町村に行うことになっています。事業所所在地の市町村、及び利用者の保険者である市町村に事故報告の範囲・方法について確認しておいてください。

詳細は、下記に掲載しています。

トップページ > 申請書ダウンロード > 高齢・介護関係の申請書 > 介護保険事業者等 事故報告書  
<https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/shinseisho/kourei/1002066.html>

## (16) 虐待の防止

【国基準通所型サービス要綱 第35条】【通所型サービスA要綱 第35条】

指定国基準通所型サービス事業実施者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない

- ① 当該指定国基準通所型サービス事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、国基準通所型サービス従業者に周知徹底を図ること。
- ② 当該指定国基準通所型サービス事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- ③ 当該指定国基準通所型サービス事業所において、国基準通所型サービス従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- ④ ③に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

虐待は、法の目的の一つである高齢者の尊厳の保持や、高齢者の人格の尊重に深刻な影響を及ぼす可能性が極めて高く、指定国基準訪問型サービス事業実施者は虐待の防止のために必要な措置を講じなければならない。虐待を未然に防止するための対策及び発生した場合の対応等については、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定されているところであり、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、次に掲げる観点から虐待の防止に関する措置を講じるものとする。

### ア 虐待の未然防止

指定国基準通所型サービス事業実施者は高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があり、国基準通所型サービス要綱第3条の一般原則に位置付けられているとおり、研修等を通じて、従業者にそれらに関する理解を促す必要がある。同様に、従業者が高齢者虐待防止法等に規定する養介護事業の従業者としての責務・適切な対応等を正しく理解していることも重要である。

### イ 虐待等の早期発見

指定国基準通所型サービス事業所の従業者は、虐待等又はセルフ・ネグレクト等の虐待に準ずる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）が採られていることが望ましい。また、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町村への虐待の届出について、適切な対応をすること。

### ウ 虐待等への迅速かつ適切な対応

虐待が発生した場合には、速やかに市町村の窓口に通報される必要があり、指定国基準通所型サービス事業実施者は当該通報の手続が迅速かつ適切に行われ、市町村等が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めることとする。

以上の観点を踏まえ、虐待等の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するために次に掲げる事項を実施するものとする。

### ア 虐待の防止のための対策を検討する委員会（第1号関係）

虐待防止検討委員会は、虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討する委員会であり、管理者を含む幅広い職種で構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、定期的に開催することが必要である。また、虐待防止の専門家を委員として積極的に活用することが望ましい。

一方、虐待等の事案については、虐待等に係る諸般の事情が、複雑かつ機微なものであることが想定されるため、その性質上、一概に従業者に共有されるべき情報であるとは限られず、個別の状況に応じて慎重に対応することが重要である。

なお、虐待防止検討委員会は、他の会議体を設置している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。また、事業所に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。

また、虐待防止検討委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

虐待防止検討委員会は、具体的には、次に掲げる事項について検討することとする。その際、そこで得た結果（事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策等）は、従業者に周知徹底を図る必要がある。

- (ア) 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること
- (イ) 虐待の防止のための指針の整備に関すること
- (ウ) 虐待の防止のための職員研修の内容に関すること
- (エ) 虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること
- (オ) 従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること
- (カ) 虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること
- (キ) 前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

#### イ 虐待の防止のための指針（第2号関係）

指定国基準訪問型サービス事業実施者が整備する「虐待の防止のための指針」には、次のような項目を盛り込むこととする。

- (ア) 事業所における虐待の防止に関する基本的考え方
- (イ) 虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項
- (ウ) 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針
- (エ) 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針
- (オ) 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項
- (カ) 成年後見制度の利用支援に関する事項
- (キ) 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項
- (ク) 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項
- (ケ) その他虐待の防止の推進のために必要な事項

#### ウ 虐待の防止のための従業者に対する研修（第3号関係）

従業者に対する虐待の防止のための研修の内容としては、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、当該指定国基準通所型サービス事業所における指針に基づき、虐待の防止の徹底を行うものとする。

職員教育を組織的に徹底させていくためには、当該指定国基準通所型サービス事業実施者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修（年1回以上）を実施するとともに、新規採用時には必ず虐待の防止のための研修を実施することが重要である。

また、研修の実施内容についても記録することが必要である。研修の実施は、事業所内での研修で差し支えない。

#### エ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者（第4号関係）

指定国基準通所型サービス事業所における虐待を防止するための体制として、アからウまでに掲げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くことが必要である。当該担当者としては、虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。

【国基準サービス逐条解説 第3 II 3 (23)】

【サービスA逐条解説 第3 II 3 (23)】

### (17) 会計の区分

【国基準通所型サービス要綱 第36条】【通所型サービスA要綱 第36条】

指定国基準通所型サービス事業実施者は、指定国基準通所型サービス事業所ごとに経理を区分するとともに、指定国基準通所型サービスの事業の会計とその他の事業の会計とを区分しなければならない。

具体的な会計処理の方法等については、厚生労働省老健局振興課長通知「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」（平成13年老振発第18号）を参考に行うものであること。

【国基準サービス逐条解説 第3 II 3 (24)】

【サービスA逐条解説 第3 II 3 (24)】

### (18) 記録の整備

【国基準通所型サービス要綱 第37条】【通所型サービスA要綱 第37条】

- ① 指定国基準通所型サービス事業実施者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
- ② 指定国基準通所型サービス事業実施者は、利用者に対する指定国基準通所型サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
  - イ 国基準通所型サービス計画
  - ロ 第17条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
  - ハ 第39条第9号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（同条第8号及び第9号において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
  - ニ 第19条の規定による市への通知に係る記録
  - ホ 第32条第2項の規定による苦情の内容等の記録

へ 第34条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

国基準通所型サービス要綱第37条第2項は、指定国基準通所型サービス事業実施者が同項各号に規定する記録を整備し、5年間保存しなければならないこととしたものである。

なお、「その完結の日」とは、個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日を指すものとする。

【国基準サービス逐条解説 第3 II 3 (25)】

【サービスA逐条解説 第3 II 3 (25)】

#### (19) 電子的記録等

【国基準通所型サービス要綱 第42条】【通所型サービスA要綱 第42条】

- ① 第1号事業実施者及び指定相当第1号事業として行うサービスの提供に当たる者は、作成、保存、その他これらに類するもののうち、この要綱の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第11条第1項及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録より行うことができる。
- ② 第1号事業実施者及び指定相当第1号事業として行うサービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下この項について「交付等」という。）のうち、この要綱の規定において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

V 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

※ 国基準通所型サービスと通所型サービスで内容が重複している部分については、国基準通所型サービスを通所型サービスAに読み替えてください。

1 指定国基準通所型サービスの基本取扱方針

【国基準通所型サービス要綱 第38条】【通所型サービスA要綱 第38条】

- (1) 指定国基準通所型サービスは、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。
- (2) 指定国基準通所型サービス事業実施者は、自らその提供する指定国基準通所型サービスの質の評価を行うとともに、主治の医師又は歯科医師とも連携を図りつつ、常にその改善を図らなければならない。
- (3) 指定国基準通所型サービス事業実施者は、指定国基準通所型サービスの提供に当たり、単に利用者の運動器の機能の向上、栄養状態の改善、口腔機能の向上等の特定の心身機能に着目した改善等を目的とするものではなく、当該心身機能の改善等を通じて、利用者ができる限り要介護状態等とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たらなければならない。
- (4) 指定国基準通所型サービス事業実施者は、利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によりサービスを提供するよう努めなければならない。
- (5) 指定国基準通所型サービス事業実施者は、指定国基準通所型サービスの提供に当たり、利用者とのコミュニケーションを十分に図ることその他の様々な方法により、利用者が主体的に事業に参加するよう適切な働きかけに努めなければならない。

特に留意すべきところは、次のとおりである。

ア 国基準通所型サービスの提供に当たっては、介護予防とは、単に高齢者の運動機能や栄養改善といった特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの心身機能の改善や環境調整等を通じて、一人ひとりの高齢者ができる限り要介護状態にならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として行われるものであることに留意しつつ行うこと。

イ 介護予防の十分な効果を高める観点からは、利用者の主体的な取組が不可欠であることから、サービスの提供に当たっては、利用者の意欲が高まるようコミュニケーションの取り方をはじめ、様々な工夫をして、適切な働きかけを行うよう努めること。

ウ サービスの提供に当たって、利用者ができないことを単に補う形でのサービス提供は、かえって利用者の生活機能の低下を引き起こし、サービスへの依存を生み出している場合があるとの指摘を踏まえ、「利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行う」ことを基本として、利用者のできる能力を阻害するような不適切なサービス提供をしないよう配慮すること。

エ 提供された国基準通所型サービスについては、国基準通所型サービス計画に定める目標達成の度合いや利用者及びその家族の満足度等について常に評価を行うなど、その改善を図らなければならないものであること。

【国基準サービス逐条解説 第3 II 3 (26)】

【サービスA逐条解説 第3 II 3 (26)】

## 2 指定国基準通所型サービスの具体的取扱方針

【国基準通所型サービス要綱 第39条】【通所型サービスA要綱 第39条】

指定国基準通所型サービスの方針は、第4条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に定めるもののほか、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定国基準通所型サービスの提供に当たっては、主治の医師又は歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の心身の状況、その置かれている環境等利用者の日常生活全般の状況の的確な把握を行うものとする。
- (2) 指定国基準通所型サービス事業所の管理者は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定国基準通所型サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した国基準通所型サービス計画を作成するものとする。
- (3) 国基準通所型サービス計画は、既に介護予防サービス計画等が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成しなければならない。
- (4) 指定国基準通所型サービス事業所の管理者は、国基準通所型サービス計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- (5) 指定国基準通所型サービス事業所の管理者は、国基準通所型サービス計画を作成した際には、当該国基準通所型サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- (6) 指定国基準通所型サービスの提供に当たっては、国基準通所型サービス計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な支援を行うものとする。
- (7) 指定国基準通所型サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (8) 指定国基準通所型サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (9) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- (10) 指定国基準通所型サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (11) 指定国基準通所型サービス事業所の管理者は、国基準通所型サービス計画に基づくサービスの提供の開始時から、少なくとも1月に1回は、当該国基準通所型サービス計画に係る利用者の状態、当該利用者に対するサービスの提供状況等について、当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した地域包括支援センター等に報告するとともに、当該国基準通所型サービス計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも1回は、当該国基準通所型サービス計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行うものとする。
- (12) 指定国基準通所型サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を記録し、当該記録を当該サービスの提供に係る介護予防サービス計画を作成した地域包括支援センター等に報告しなければならない。
- (13) 指定国基準通所型サービス事業所の管理者は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じて国基準通所型サービス計画の変更を行うものとする。
- (14) 第1号から第12号までの規定は、前号に規定する国基準通所型サービス計画の変更について準用

する。

- ・ 国基準通所型サービス要綱第39条第1号及び第2号は、管理者は、国基準通所型サービス計画を作成しなければならないとしたものである。国基準通所型サービス計画の作成に当たっては、主治医又は主治の歯科医師からの情報伝達やサービス担当者会議を通じる等の適切な方法により、利用者の状況を把握・分析し、国基準通所型サービスの提供によって解決すべき問題状況を明らかにすること（アセスメントをいう。）に基づき、支援の方向性や目標を明確にし、提供するサービスの具体的内容、所要時間、日程等を明らかにするものとする。なお、国基準通所型サービス計画の様式については、事業所ごとに定めるもので差し支えない。
- ・ 同条第3号は、国基準通所型サービス計画は、介護予防サービス計画等に沿って作成されなければならないこととしたものである。  
なお、国基準通所型サービス計画の作成後に介護予防サービス計画が作成された場合は、当該国基準通所型サービス計画が介護予防サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更するものとする。
- ・ 同条第4号から第7号までは、サービス提供に当たっての利用者又はその家族に対する説明について定めたものである。即ち、国基準通所型サービス計画は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて作成されなければならないものであり、その内容について説明を行った上で利用者の同意を得ることを義務付けることにより、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障しようとするものである。管理者は、国基準通所型サービス計画の目標や内容等について、利用者又はその家族に、理解しやすい方法で説明を行うとともに、その実施状況や評価についても説明を行うものとする。  
また、国基準通所型サービス計画を作成した際には、遅滞なく利用者に交付しなければならないが、当該国基準通所型サービス計画は、国基準通所型サービス要綱第37条第2項の規定に基づき、5年間保存しなければならないこととしている。
- ・ 国基準通所型サービス要綱第39条第8号及び第9号は、指定国基準通所型サービスの提供に当たっては、利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合にはその態様等を記録しなければならないこととした。
- ・ 同条第10号は、指定国基準通所型サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応した適切なサービスが提供できるよう、常に新しい技術を習得する等、研鑽を行うべきものであることとしたものである。
- ・ 同条第11号から第13号までは、事業者に対して国基準通所型サービスの提供状況等について地域包括支援センター等に対する報告の義務付けを行うとともに、国基準通所型サービス計画に定める計画期間終了後の当該計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を義務付けるものである。地域包括支援センター等に対する実施状況等の報告については、サービスが介護予防サービス計画に即して適切に提供されているかどうか、また、当該計画策定時から利用者の状態等が大きく異なることとなっていないか等を確認するために行うものであり、毎月行うこととしている。  
また、併せて、事業者は国基準通所型サービス計画に定める計画期間が終了するまでに1回はモニタリングを行い、利用者の国基準通所型サービス計画に定める目標の達成状況の把握等を行うこととしており、当該モニタリングの結果により、解決すべき課題の変化が認められる場合等については、担当する地域包括支援センター等とも相談の上、必要に応じて当該国基準通所型サービス計画の変更を行うこととしたものである。

- ・ 地域包括支援センター等が行う第1号介護予防支援事業及び介護予防支援事業で位置付けられている計画の提出を求めるものとする規定されていることを踏まえ、介護予防サービス計画に基づきサービスを提供している指定国基準通所型サービス事業実施者は、地域包括支援センター等から国基準通所型サービス計画の提供の求めがあった際には、当該計画を提出することに協力するよう努めるものとする。

【国基準サービス逐条解説 第3 II 3 (27)】

【サービスA逐条解説 第3 II 3 (27)】

### 3 指定国基準通所型サービスの提供に当たっての留意点

【国基準通所型サービス要綱 第40条】【通所型サービスA要綱 第40条】

指定国基準通所型サービスの提供に当たっては、次に掲げる事項に留意しながら行わなければならない。

- (1) 指定国基準通所型サービス事業実施者は、サービスの提供に当たり、介護予防支援におけるアセスメント（指定介護予防支援等基準第30条第7号に規定するアセスメントをいう。）において把握された課題、指定国基準通所型サービスの提供による当該課題に係る改善状況等を踏まえつつ、効率的かつ柔軟なサービスの提供に努めること。
- (2) 指定国基準通所型サービス事業実施者は、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスを提供するに当たっては、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。
- (3) 指定国基準通所型サービス事業実施者は、サービスの提供に当たり、利用者が虚弱な高齢者であることに十分に配慮し、利用者に危険が伴うような強い負荷を伴うサービスの提供は行わないとともに、次条に規定する安全管理体制等の確保を図ること等を通じて、利用者の安全面に最大限配慮すること。

### 4 安全管理体制等の確保

【国基準通所型サービス要綱 第41条】【通所型サービスA要綱 第41条】

- (1) 指定国基準通所型サービス事業実施者は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変等が生じた場合に備え、緊急時マニュアル等を作成し、その事業所内の従業者に周知徹底を図るとともに、速やかに主治の医師への連絡を行えるよう、緊急時の連絡方法をあらかじめ定めておかなければならない。
- (2) 指定国基準通所型サービス事業実施者は、サービスの提供に当たり、転倒等を防止するための環境整備に努めなければならない。
- (3) 指定国基準通所型サービス事業実施者は、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努めなければならない。
- (4) 指定国基準通所型サービス事業実施者は、サービスの提供を行っているときにおいても、利用者の体調の変化に常に気を配り、病状の急変等が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

## VI 介護報酬請求上の注意点について

### 1 算定区分

#### (1) 指定国基準通所型サービス

【額の算定に関する要綱 別表 2 注1、注2】

次に掲げる区分に従い、介護予防サービス計画に位置付けられた標準的な回数又は内容で、それぞれ所定単位数を算定する。

#### 【区分と単位数】

| 算定方法 | サービス種類   | 単価       | 要件  |
|------|----------|----------|---|
| 包括報酬 | 通所型サービスⅠ | 1,798 単位 | 要支援1及び事業対象者（要支援1相当の者）で介護予防サービス計画において1週に1回程度の指定国基準通所型サービスが必要とされた場合                       |
|      | 通所型サービスⅡ | 3,621 単位 | 要支援2及び事業対象者（要支援2相当の者）で介護予防サービス計画において1週に2回程度又は2回を超える程度の指定国基準通所型サービスが必要とされた場合             |
| 出来高  | 通所型サービスⅠ | 436 単位   | 要支援1及び事業対象者（要支援1相当の者）で介護予防サービス計画において1週に1回程度の指定国基準通所型サービスが必要とされた場合（1月につき4回を限度）           |
|      | 通所型サービスⅡ | 447 単位   | 要支援2及び事業対象者（要支援2相当の者）で介護予防サービス計画において1週に2回程度又は2回を超える程度の指定国基準通所型サービスが必要とされた場合（1月につき8回を限度） |

※【参照】同一建物に居住する又は同一建物から通所する利用者に係る減算（p.52）

※包括報酬 ⇒ 1週間当たりの標準的な回数を定める場合（1月につき）

※出来高 ⇒ 1月当たりの標準的な回数を定める場合（1回につき）

(2) 指定通所型サービスA

【額の算定に関する要綱 別表 4 注1、注3、注4】

通所型サービスA（一体型）の取り扱いは、原則としてサービスの拠点ごとに行うものとし、次に該当する場合は、通所型サービスA（一体型）の取り扱いとする。

指定通所型サービスAの指定を受ける事業者が指定通所介護、指定地域密着型通所介護、指定国基準通所型サービスのいずれかの指定を受け、同一の法人により同一の拠点において、当該事業所の設備や備品等を使用し事業を実施する場合。

【区分と単位数】

●一体型

| 算定方法 | サービス種類              | 単価     | 要件   |
|------|---------------------|--------|--|
| 出来高  | 通所型サービスA（一体型）<br>I  | 288 単位 | 要支援1及び事業対象者（要支援1相当の者）で介護予防サービス計画等において1週に1回程度の指定通所型サービスAが必要とされた場合（1月につき4回を限度）           |
|      | 通所型サービスA（一体型）<br>II | 297 単位 | 要支援2及び事業対象者（要支援2相当の者）で介護予防サービス計画等において1週に2回程度又は2回を超える程度の指定通所型サービスAが必要とされた場合（1月につき8回を限度） |

●単独型

| 算定方法 | サービス種類                          | 単価     | 要件   |
|------|---------------------------------|--------|--|
| 出来高  | 通所型サービスA（単独型）<br>I<br>送迎なし      | 264 単位 | 要支援1及び事業対象者（要支援1相当の者）で介護予防サービス計画等において1週に1回程度の指定通所型サービスAが必要とされた場合（1月につき4回を限度）           |
|      | 通所型サービスA（単独型）<br>II<br>送迎なし     | 271 単位 | 要支援2及び事業対象者（要支援2相当の者）で介護予防サービス計画等において1週に2回程度又は2回を超える程度の指定通所型サービスAが必要とされた場合（1月につき8回を限度） |
|      | 通所型サービスA（単独型）<br>I<br>送迎あり（往復）  | 358 単位 | 要支援1及び事業対象者（要支援1相当の者）で介護予防サービス計画等において1週に1回程度の指定通所型サービスAが必要とされた場合（1月につき4回を限度）           |
|      | 通所型サービスA（単独型）<br>II<br>送迎あり（往復） | 365 単位 | 要支援2及び事業対象者（要支援2相当の者）で介護予防サービス計画等において1週に2回程度又は2回を超える程度の指定通所型サービスAが必要とされた場合（1月につき8回を限度） |

(3) 日割りについて

月額包括報酬で算定していたとしても、以下の場合は日割り計算を行うこととする。

- ① 月途中で契約開始・解除となった場合。
- ② 月途中で要介護から要支援に変更となった場合。

- ③ 月途中で要支援又は事業対象者から要介護に変更となった場合。
- ④ 月途中で同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合。
- ⑤ 月途中で要支援状態区分が変更となった場合。

<月額包括報酬の日割り請求にかかる適用について>

- ・以下の対象事由に該当する場合、日割りで算定する。該当しない場合は、月額包括報酬で算定する。
- ・日割りの算定方法については、実際に利用した日数にかかわらず、サービス算定対象期間（※）に応じた日数による日割りとする。具体的には、用意された日額のサービスコードの単位数に、サービス算定対象日数を乗じて単位数を算定する。

※サービス算定対象期間：月の途中に開始した場合は、起算日から月末までの期間  
月の途中で終了した場合は、月初から起算日までの期間

| 月額報酬対象サービス   | 月途中の事由 | 起算日※2   |                                |
|--|--------|---|--------------------------------|
| 介護予防・日常生活支援総合事業<br>・訪問型サービス（独自）<br>・通所型サービス（独自）<br>※月額包括報酬の単位とした場合 | 開始     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・区分変更（要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ）通所型サービス（独自）のみ</li> <li>・区分変更（事業対象者→要支援）通所型サービス（独自）のみ</li> </ul>  | 変更日                            |
|  |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・区分変更（要介護→要支援）</li> <li>・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）（※1）</li> <li>・事業開始（指定有効期間開始）</li> <li>・事業所指定効力停止の解除</li> </ul>                           | 契約日                            |
|  |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者との契約開始</li> </ul>  | 契約日                            |
|  |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の退居（※1）</li> </ul>   | 退居日の翌日                         |
|  |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防小規模多機能型居宅介護の契約解除（※1）</li> </ul>   | 契約解除日の翌日                       |
|  |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防短期入所生活介護の退所（※1）</li> </ul>  | 退所日の翌日                         |
|  |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護予防短期入所療養介護の退所・退院（※1）</li> </ul>   | 退所・退院日又は退所・退院日の翌日              |
|  |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・公費適用の有効期間開始</li> </ul>  | 開始日                            |
|  |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・生保単独から生保併用への変更（65歳になって被保険者資格を取得した場合）</li> </ul>   | 資格取得日                          |
|  | 終了     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・区分変更（要支援Ⅰ⇔要支援Ⅱ）通所型サービス（独自）のみ</li> <li>・区分変更（事業対象者→要支援）通所型サービス（独自）のみ</li> </ul>  | 変更日                            |
|  |        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・区分変更（事業対象者→要介護）</li> <li>・区分変更（要支援→要介護）</li> <li>・サービス事業所の変更（同一サービス種類のみ）（※1）</li> <li>・事業廃止（指定有効期間満了）</li> <li>・事業所指定効力停止の開始</li> </ul> | 契約解除日<br><br>（廃止・満了日）<br>（開始日） |
|  |        |   |                                |

|                        |   |  |
|------------------------|---|--|
|                        | ・利用者との契約解除                                | 契約解除日  |
|                        | ・介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護の入居（※1） | 入居日の前日   |
|                        | ・介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の登録開始（※1）             | サービス提供日（通い、訪問又は宿泊）の前日  |
|                        | ・介護予防短期入所生活介護の入所（※1）                      | 入所日の前日   |
|                        | ・介護予防短期入所療養介護の入所・入院（※1）                   | 入所・入院日又は入所・入院日の前日  |
|                        | ・公費適用の有効期間終了                              | 終了日  |
| 日割り計算用サービスコードがない加算及び減算 | —   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・日割りは行わない。</li> <li>・月の途中で、事業者の変更がある場合は、変更後の事業者のみ月額包括報酬の算定を可能とする。（※1）</li> <li>・月の途中で、要介護度（要支援含む）に変更がある場合は、月末における要介護度（要支援含む）に応じた報酬を算定するものとする。</li> <li>・月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。</li> <li>・月の途中で、生保単独から生保併用へ変更がある場合は、生保併用にて月額包括報酬の算定を可能とする。（月途中で介護保険から生保単独、生保併用に変更となった場合も同様）</li> </ul> |

※1 ただし、利用者が月の途中で他の保険者に転出する場合を除く。月の途中で、利用者が他の保険者に転出する場合は、それぞれの保険者において月額包括報酬の算定を可能とする。なお、保険者とは、政令市又は広域連合の場合は、構成市区町村ではなく、政令市又は広域連合を示す。

※2 終了の起算日は、引き続き月途中からの開始事由がある場合についてはその前日となる。

参考：介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（確定版）の一部訂正（令和6年5月10日事務連絡）

#### （4）通所型サービスAの提供時間について

##### 【額の算定に関する留意事項 第3 V 2】

通所型サービスAの提供時間については、利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援を行うことを基本に、プログラムや提供時間等について、事業所が定めることができるが、原則3時間以上とする。ただし、国基準通所型サービスと同時一体的に実施し、機能訓練等加算(※)の要件を満たし、その加算を実施する場合は、2時間以上とすることができる。

※機能訓練等加算とは、生活向上グループ活動加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算、一体的サービス提供加算のことをいう。

## 2 加算・減算について

※ 国基準通所型サービスと通所型サービスAで内容が重複している部分については、国基準通所型サービスを通所型サービスAと読み替えてください。

記載以外の基本的な取扱いについては、介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項第2の3に規定する通所型サービス費の取扱方針及び居宅サービス額の算定に関する留意事項第2の7に規定する通所介護費の取扱方針と同様の取扱いとします。

### (1) 定員超過による減算及び職員の人員欠如による減算

【額の算定に関する要綱 別表 2 注1 / 別表 4 注2】

月平均の利用者の数が施行規則第140条の63の5の規定に基づき市長に提出した運営規程に定められている利用定員を超える場合、又は国基準通所型サービス要綱第5条（通所型サービスA要綱第5条）に定める介護職員の員数を置いていない場合は、それぞれの所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて算定する。

#### <定員超過による減算>

指定国基準通所介護事業所の月平均の利用者数が運営規程に定められる利用定員を超えている場合は、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数を用いて算定する。

#### <人員欠如による減算>

指定国基準通所型サービス事業所の看護職員または介護職員の員数が、国基準通所型サービス要綱第5条に定める員数を満たしていない場合は、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数で算定する。

通所介護、地域密着型通所介護、国基準通所型サービス及び通所型サービスAを同時一体的に実施している場合の利用者の数の考え方については、1日を単位として、当該サービスの全ての利用者を合計した最大利用者数を用いて月平均利用者数を算出すること。

【額の算定に関する留意事項 第3 V 3】

### (2) 高齢者虐待防止措置未実施減算

【令和6年度改定事項】【額の算定に関する要綱 別表 2 注4 / 別表 4 注5】

高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

### (3) 業務継続計画未策定減算

【令和6年度改定事項】【額の算定に関する要綱 別表 2 注5 / 別表 4 注6】

業務継続計画未策定減算として、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。

(4) 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 《 国基準通所型サービスのみ 》

【額の算定に関する要綱 別表 2 注6】

指定国基準通所型サービス事業所の国基準通所型サービス従業者（国基準通所型サービス要綱第5条第1項に規定する国基準通所型サービス従業者をいう。以下同じ。）が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（国基準通所型サービス要綱24条第6号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を越えて、指定国基準通所型サービスを行った場合は、1月につきの所定単位数※1又は、1回につきの所定単位数※2の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

※1 ① 1週当たりの標準的な回数を定める場合（1月につき）

ア 国基準通所型サービスⅠ 1、798単位

イ 国基準通所型サービスⅡ 3、621単位

※2 ② 1月当たりの回数を定める場合（1回につき）

ア 国基準通所型サービスⅠ 436単位

イ 国基準通所型サービスⅡ 447単位

【厚生労働大臣が定める地域】

山北町、湯河原町、清川村、相模原市の一部、南足柄市の一部、大井町の一部、松田町の一部、真鶴町

(5) 同一建物に居住する又は同一建物から通所する利用者に係る減算 《 国基準通所型サービスのみ 》

【額の算定に関する要綱 別表 2 注9】

指定国基準通所型サービス事業所と同一建物に居住する者又は指定国基準通所型サービス事業所と同一建物から当該指定国基準通所型サービス事業所に通う者に対し、指定国基準通所型サービスを行った場合は、次に掲げる区分に応じ、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

① 1週当たりの標準的な回数を定める場合（1月につき）

ア 国基準通所型サービスⅠ 376単位

イ 国基準通所型サービスⅡ 752単位

② 1月当たりの回数を定める場合（1回につき）

ア 国基準通所型サービスⅠ、Ⅱ 94単位

(6) 送迎を行わない場合の減算について 《 国基準通所型サービスのみ 》

【令和6年度改定事項】【額の算定に関する要綱 別表 2 注10】

利用者に対して、その居宅と指定国基準通所型サービス事業所との間の送迎を行わない場合は、片道につき47単位（ア 国基準通所型サービスⅠを算定している場合は1月につき376単位を、イ 国基準通所型サービスⅡを算定している場合は1月につき752単位を限度とする。）を所定単位数から減算する。ただし、同一建物に居住する又は同一建物から通所する利用者に係る減算を算定している場合は、この限りでない。

(7) 通所型サービスA送迎加算 《 通所型サービスAのみ 》

【額の算定に関する要綱 別表 4 (2)】

《 通所型サービスA (片道) 47単位 》

通所型サービスA(一体型)を算定する指定通所型サービスA事業所が、利用者に対して、その居宅と指定通所型サービスA事業所との間の送迎を行った場合は、片道につき所定単位を算定する。

ア 利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、指定通所型サービスA事業所の従業者が当該利用者の居宅と指定通所型サービスA事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき加算の対象となる。ただし、指定通所型サービスA事業所と同一建物に居住する者又は指定通所型サービスA事業所と同一建物から当該指定通所型サービスA事業所に通う者に対しては算定できない。

イ アにおける同一建物とは、当該通所型サービスA事業所と構造上又は外見上、一体的な建築物を指すものであり、具体的には、当該建物の一階部分に指定通所型サービスA事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等でつながっている場合が該当し、同一敷地内にある別棟の建築物や道路を挟んで隣接する場合は該当しない。

ウ アの規定に関わらず、同一建物においても、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要と認められる利用者に対して送迎を行った場合は、加算の対象とする。具体的には、傷病により一時的に歩行困難となった者又は歩行困難な要介護者であって、かつ建物の構造上自力での通所が困難である者に対し、2人以上の従業者が、当該利用者の居住する場所と当該指定通所型サービスA事業所との間の往復の移動を介助した場合に限られること。

ただし、この場合、2人以上の従業者による移動介助を必要とする理由や移動介助の方法及び期間について、地域包括支援センターの職員とサービス担当者会議等で慎重に検討し、その内容及び結果について通所型サービスA計画に記載すること。また、移動介助者及び移動介助時の利用者の様子等について、記録しなければならない。

【額の算定に関する留意事項 第3 V 4】

(8) 通所型サービスA入浴加算 《 通所型サービスAのみ 》

【額の算定に関する要綱 別表 4 (3)】

《 通所型サービスA 1日につき 40単位 》

通所型サービスA(一体型)を算定する指定通所型サービスA事業所が、入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行われる入浴介助を行った場合は、1日につき所定単位を算定する。

ア 通所型サービスA入浴加算は、入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合について算定されるものであるが、この場合の「観察」とは、自立生活支援のための見守りの援助のことであり、利用者の自立支援や日常生活動作能力などの向上のために、極力利用者自身の力で入浴し、必要に応じて介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを行うことにより、結果として身体に直接接触する介助を行わなかった場合についても、加算の対象となるものであること。なお、この場合の入浴には、利用者の自立生活を支援する上で最適と考えられる入浴手法が、部分浴(シャワー浴含む)等である場合

は、これを含むものとする。

イ 通所型サービスA計画、入浴の提供が位置づけられている場合に、利用者側の事情により、入浴を実施しなかった場合については、加算を算定できない。

【額の算定に関する留意事項 第3 V 5】

#### (9) 生活機能向上グループ活動加算

【額の算定に関する要綱 別表 2 (3) / 別表 4 (4)】

《 国基準通所型サービス 1月につき 100単位 》

《 通所型サービスA 1回につき 25単位 》

次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、かつ、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は一体的サービス提供加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

- ① 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師又はきゅう師を含む。）その他指定国基準通所型サービス事業所の国基準通所型サービス従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した国基準通所型サービス計画（国基準通所型サービス要綱第39条第2号に規定する国基準通所型サービス計画をいう。以下同じ。）を作成していること。
- ② 国基準通所型サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。
- ③ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

国基準通所型サービスにおける生活機能向上グループ活動を行う介護職員等は次の掲げる事項について、当該利用者に説明し、同意を得ること。

- (1) 実施時間は、利用者の状態や活動の内容を踏まえた適切な時間とすること。
- (2) 実施頻度は1週間につき1回以上行うこと。（サービスAの場合は、実施頻度は1週につき1回程度行うこととし、1月について3回以上4回まで実施すること。）
- (3) 実施時間はおおむね3月以内とすること。

当該サービスは、1週につき1回以上行うこととしているので、実施しない週が発生した月は、特別な場合を除いて、算定できない。

なお、特別な場合とは、次に掲げる場合であって、1月のうち3週実施した場合とする。

ア 利用者が体調不良により通所を休んだ場合又は通所はしたが生活機能向上グループ活動サービスを利用しなかった場合

イ 自然災害や感染症発生等で事業所が一時的に休業した場合

【額の算定に関する留意事項 第3 III 4 / V 6】

(10) 若年性認知症利用者受入加算

【額の算定に関する要綱 別表 2 (4) / 別表 4 (5)】

《 国基準通所型サービス 1月につき 240単位 》

《 通所型サービスA 1日につき 30単位 》

受け入れた若年性認知症利用者（介護保険施行令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者となったものをいう。以下同じ。）ごとに個別の担当者を定めているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定国基準通所型サービス事業所において、若年性認知症利用者に対して指定国基準通所型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

(11) 栄養アセスメント加算

【額の算定に関する要綱 別表 2 (5) / 別表 4 (6)】

《 1月につき 50単位 》

次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定国基準通所型サービス事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は一体的サービス提供加算の算定に係る栄養改善サービスを受ける間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

- ① 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
- ② 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（（12）において「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。
- ③ 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
- ④ 定員超過利用又は人員基準欠如となる基準のいずれにも該当しない指定国基準通所型サービス事業所であること。

(12) 栄養改善加算

【額の算定に関する要綱 別表 2 (6) / 別表 4 (7)】

《 1月につき 200単位 》

次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、かつ、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の

栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

- ① 当該事業所の従業員として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
- ② 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。
- ③ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。
- ④ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。
- ⑤ 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準のいずれにも該当しない指定国基準通所型サービス事業所であること。

【厚生労働大臣が定める基準】

定員超過利用又は人員基準欠如となる基準

（13）口腔機能向上加算

【額の算定に関する要綱 別表 2（7） / 別表 4（18）】

|               |       |       |
|---------------|-------|-------|
| 《 口腔機能向上加算（Ⅰ） | 1月につき | 150単位 |
| 《 口腔機能向上加算（Ⅱ） | 1月につき | 160単位 |

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、かつ、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下ここで及び一体的サービス提供加算において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- ・ 口腔機能向上加算（Ⅰ） 150単位
- ・ 口腔機能向上加算（Ⅱ） 160単位

【厚生労働大臣の定める基準】

- ア 口腔機能向上加算（Ⅰ） 次のいずれにも適合すること。
- （ア）言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。
  - （イ）利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。
  - （ウ）利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。
  - （エ）利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価すること。
  - （オ）定員超過利用・人員基準欠如に該当しないこと。

イ 口腔機能向上加算（Ⅱ） 次のいずれにも適合すること。

（ア）（ア）～（オ）までに掲げるいずれにも適合すること。

（イ）利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日 老企第36号）

【解釈通知】口腔機能向上加算について

① 口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスの提供には、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。

② 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置して行うものであること。

③ 口腔機能向上加算を算定できる利用者は、次のイからハまでのいずれかに該当する者であって、口腔機能向上サービスの提供が必要と認められる者とする。

イ 認定調査票における嚥下、食事摂取、口腔清潔の3項目のいずれかの項目において「1」以外に該当する者

ロ 基本チェックリストの口腔機能に関連する13、14、15の3項目のうち、2項目以上が「1」に該当する者

ハ その他口腔機能の低下している者又はそのおそれのある者

④ 利用者の口腔の状態によっては、医療における対応を要する場合も想定されることから、必要に応じて、介護支援専門員を通して主治医又は主治の歯科医師への情報提供、受診勧奨などの適切な措置を講じることとする。なお、介護保険の口腔機能向上サービスとして「摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施」を行っていない場合にあっては、加算は算定できない。

⑤ 口腔機能向上サービスの提供は、以下のイからホまでに掲げる手順を経てなされる。

イ 利用者ごとの口腔機能等の口腔の健康状態を、利用開始時に把握すること。

ロ 利用開始時に、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が中心となって、利用者ごとの口腔衛生、摂食・嚥下機能に関する解決すべき課題の把握を行い、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して取り組むべき事項等を記載した口腔機能改善管理指導計画を作成すること。作成した口腔機能改善管理指導計画については、口腔機能向上サービスの対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。なお、通所介護においては、口腔機能改善管理指導計画に相当する内容を通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって口腔機能改善管理指導計画の作成に代えることができるものとする。

ハ 口腔機能改善管理指導計画に基づき、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員等が利用者ごとに口腔機能向上サービスを提供すること。その際、口腔機能改善管理指導計画に実施上の問題点がある

ば直ちに当該計画を修正すること。

ニ 利用者の口腔機能の状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、おおむね3月ごとに口腔機能の状態の評価を行い、その結果について、当該利用者を担当する介護支援専門員や主治の医師、主治の歯科医師に対して情報提供すること。

ホ 指定居宅サービス基準第105条において準用する第19条に規定するサービスの提供の記録において利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が利用者の口腔機能を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に口腔機能向上加算の算定のために利用者の口腔機能を定期的に記録する必要はないものとする。

⑥ おおむね3月ごとの評価の結果、次のイ又はロのいずれかに該当する者であって、継続的に言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員等がサービス提供を行うことにより、口腔機能の向上又は維持の効果が期待できると認められるものについては、継続的に口腔機能向上サービスを提供する。

イ 口腔清潔・唾液分泌・咀嚼・嚥下・食事摂取等の口腔機能の低下が認められる状態の者

ロ 当該サービスを継続しないことにより、口腔機能が低下するおそれのある者

⑦ 口腔機能向上サービスの提供に当たっては、別途通知（「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」）を参照されたい。

⑧ 厚生労働省への情報の提出については、L I F Eを用いて行うこととする。L I F Eへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（L I F E）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照されたい。

サービスの質の向上を図るため、L I F Eへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた口腔機能改善管理指導計画の作成（P l a n）、当該計画に基づく支援の提供（D o）、当該支援内容の評価（C h e c k）、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善（A c t i o n）の一連のサイクル（P D C Aサイクル）により、サービスの質の管理を行うこと。

提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものである。

## 基本チェックリスト

| No. | 質問項目  | 回答<br>(いずれかに○をお付け下さい) |       |
|-----|---|-----------------------|-------|
|     |   | 0.はい                  | 1.いいえ |
| 1   | バスや電車で1人で外出していますか                                     | 0.はい                  | 1.いいえ |
| 2   | 日用品の買い物をしていますか  | 0.はい                  | 1.いいえ |
| 3   | 預貯金の出し入れをしていますか                                       | 0.はい                  | 1.いいえ |
| 4   | 友人の家を訪ねていますか  | 0.はい                  | 1.いいえ |
| 5   | 家族や友人の相談にのっていますか                                      | 0.はい                  | 1.いいえ |
| 6   | 階段を手すりや壁をつたわずに昇っていますか                                 | 0.はい                  | 1.いいえ |
| 7   | 椅子に座った状態から何もつかまらずに立ちあがっていますか                          | 0.はい                  | 1.いいえ |
| 8   | 15分くらい続けて歩いていますか                                      | 0.はい                  | 1.いいえ |
| 9   | この1年間に転んだことがありますか                                     | 1.はい                  | 0.いいえ |
| 10  | 転倒に対する不安は大きいですか                                       | 1.はい                  | 0.いいえ |
| 11  | 6ヵ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか                              | 1.はい                  | 0.いいえ |
| 12  | 身長 cm 体重 kg(BMI= $\frac{\text{kg}}{\text{m}^2}$ ) (注) |                       |       |
| 13  | 半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか                               | 1.はい                  | 0.いいえ |
| 14  | お茶や汁物等でむせることがありますか                                    | 1.はい                  | 0.いいえ |
| 15  | 口の渇きが気になりますか  | 1.はい                  | 0.いいえ |
| 16  | 週に1回以上は外出していますか                                       | 0.はい                  | 1.いいえ |
| 17  | 昨年と比べて外出の回数が減っていますか                                   | 1.はい                  | 0.いいえ |
| 18  | 周りの人から「いつも同じことを聞く」などの物忘れがあるといわれますか                    | 1.はい                  | 0.いいえ |
| 19  | 自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか                           | 0.はい                  | 1.いいえ |
| 20  | 今日が何月何日かわからない時がありますか                                  | 1.はい                  | 0.いいえ |
| 21  | (ここ2週間)毎日の生活に充実感がない                                   | 1.はい                  | 0.いいえ |
| 22  | (ここ2週間)これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった                       | 1.はい                  | 0.いいえ |
| 23  | (ここ2週間)以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる                     | 1.はい                  | 0.いいえ |
| 24  | (ここ2週間)自分が役に立つ人間と思えない                                 | 1.はい                  | 0.いいえ |
| 25  | (ここ2週間)わけもなく疲れたような感じがする                               | 1.はい                  | 0.いいえ |

(注)BMI(=体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m))が 18.5 未満の場合に該当とする。

### 【関連通知】

介護保険最新情報「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」(vol.1217) 第8 口腔機能向上加算に関する基本的な考え方並びに事務処理手順例及び様式例の掲示について

(14) 一体的サービス提供加算

【額の算定に関する要綱 別表 2 (8) / 別表 4 (9)】

《 1月につき 480単位 》

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定国基準通所型サービス事業所が、利用者に対し、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスをいずれも実施した場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、栄養改善加算 又は口腔機能向上加算を算定している場合は、算定しない。

【厚生労働大臣の定める基準】

一体的サービス提供加算、次のいずれにも適合すること。

- ア 通所型サービス費の栄養改善加算に掲げる基準及び口腔機能向上加算に掲げる別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届出て栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスを実施していること。
- イ 利用者が通所型サービスの提供を受けた日において、当該利用者に対し、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうちいずれかのサービスを行う日を、1月につき2回以上設けていること。

【留意事項】

介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準の制定に伴う実施上の留意事項について（老認発0319第3号）

一体的サービス提供加算の取扱いについて

当該加算は、運動器機能向上サービスに加えて、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスを一体的に実施することにより、要支援者等の心身機能の改善効果を高め、介護予防に資するサービスを効果的に提供することを目的とするものである。なお、算定に当たっては以下に留意すること。

- ① 栄養改善加算及び口腔機能向上加算に掲げる各選択的サービスの取扱いに従い適切に実施していること。
- ② 運動器機能向上サービスに加えて、栄養改善サービス及び口腔機能向上サービスを一体的に実施するに当たって、各選択的サービスを担当する専門の職種が相互に連携を図り、より効果的なサービスの提供方法等について検討すること。

(15) サービス提供体制強化加算

【額の算定に関する要綱 別表 2 (9) / 別表 4 (10)】

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定国基準通所型サービス事業所が利用者に対し指定国基準通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、事業対象者においては当該利用者の週における利用回数、要支援者においては利用者の要支援状態等区分に応じて1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

《 国基準通所型サービス 》

- ① サービス提供体制強化加算 (I)
  - ・ 要支援1及び事業対象者 (要支援1相当の者) 88単位
  - ・ 要支援2及び事業対象者 (要支援2相当の者) 176単位
- ② サービス提供体制強化加算 (II)
  - ・ 要支援1及び事業対象者 (要支援1相当の者) 72単位
  - ・ 要支援2及び事業対象者 (要支援2相当の者) 144単位
- ③ サービス提供体制強化加算 (III)
  - ・ 要支援1及び事業対象者 (要支援1相当の者) 24単位
  - ・ 要支援2及び事業対象者 (要支援2相当の者) 48単位

《 通所型サービスA 》

- ① サービス提供体制強化加算 (I) 22単位
- ② サービス提供体制強化加算 (II) 18単位
- ③ サービス提供体制強化加算 (III) 6単位

【厚生労働大臣の定める基準】

- ア サービス提供体制強化加算 (I) 次のいずれにも適合すること。
  - (ア) 次のいずれかに適合すること。
    - ① 国基準通所型サービス事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上であること。
    - ② 国基準通所型サービス事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。
  - (イ) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。
- イ サービス提供体制強化加算 (II) 次のいずれにも適合すること。
  - (ア) 国基準通所型サービス事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。
  - (イ) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。
- ウ サービス提供体制加算 (III) 次のいずれにも適合すること。

(ア) 次のいずれかに適合すること。

① 国基準通所型サービス事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上であること。

② 国基準通所型サービスを利用者に直接提供する職員の総数のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。

(イ) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。

同一の事業所において通所介護、地域密着型通所介護、国基準通所型サービス及び通所型サービスAを一体的に行っている場合においては、本加算の計算も一体的に行うこととする。

【額の算定に関する留意事項 第3 Ⅲ 5 / 第3 V 7】

#### 【解釈通知】

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日 老企第36号）

#### サービス提供体制強化加算について

##### ① 研修について

訪問入浴介護従業者ごとの「研修計画」については、当該事業所におけるサービス従事者の資質向上のための研修内容の全体像と当該研修実施のための勤務体制の確保を定めるとともに、訪問入浴介護従業者について個別具体的な研修の目標、内容、研修期間、実施時期等を定めた計画を策定しなければならない。

##### ② 会議の開催について

「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達又は当該指定訪問入浴介護事業所における訪問入浴介護従業者の技術指導を目的とした会議」とは、当該事業所においてサービス提供に当たる訪問入浴介護従業者のすべてが参加するものでなければならない。なお、実施に当たっては、全員が一堂に会して開催する必要はなく、いくつかのグループ別に分かれて開催することで差し支えない。会議の開催状況については、その概要を記録しなければならない。なお、「定期的」とは、おおむね1月に1回以上開催されている必要がある。

また、会議は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。この際、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

「利用者に関する情報若しくはサービス提供に当たっての留意事項」とは、少なくとも、次に掲げる事項について、その変化の動向を含め、記載しなければならない。

- ・ 利用者のADLや意欲

- ・ 利用者の主な訴えやサービス提供時の特段の要望
- ・ 家族を含む環境
- ・ 前回のサービス提供時の状況
- ・ その他サービス提供に当たって必要な事項

③ 健康診断等について

健康診断等については、労働安全衛生法により定期に実施することが義務付けられた「常時使用する労働者」に該当しない訪問入浴介護従業者も含めて、少なくとも1年以内ごとに1回、事業主の費用負担により実施しなければならない。新たに加算を算定しようとする場合にあっては、当該健康診断等が1年以内に実施されることが計画されていることをもって足りるものとする。

④ 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度（3月を除く。）の平均を用いることとする。ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。）については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月目以降届出が可能となるものであること。

なお、介護福祉士又は実務者研修修了者若しくは介護職員基礎研修課程修了者については、各月の前月の末日時点で資格を取得している又は研修の課程を修了している者としてすること。

⑤ 前号ただし書の場合にあっては、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに加算の取下げの届出を提出しなければならない。

⑥ 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。

⑦ 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤務年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。

⑧ 同一の事業所において介護予防訪問入浴介護を一体的に行っている場合においては、本加算の計算も一体的に行うこととする。

(16) 生活機能向上連携加算

【額の算定に関する要綱 別表 2 (10) / 別表 4 (11)】

《 生活機能向上連携加算 (I) 1月につき100単位 》

《 生活機能向上連携加算 (II) 1月につき200単位 》

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定国基準通所型サービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、アについては、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、イについては1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- ・ 生活機能向上連携加算 (I) 100単位
- ・ 生活機能向上連携加算 (II) 200単位

【厚生労働大臣の定める基準】

ア 生活機能向上連携加算 (I) 次のいずれにも適合すること。

(ア) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又は、リハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下同じ。）の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下「理学療法士等」という。）の助言に基づき、当該国基準通所型サービス事業所の機能訓練指導員等（機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者）が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。

(イ) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。

(ウ) (ア) の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。

イ 生活機能向上連携加算 (II) 次のいずれにも適合すること。

(ア) 指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該国基準通所型サービス事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。

(イ) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。

(ウ) (ア) Aの評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。

#### (17) 口腔・栄養スクリーニング加算

【額の算定に関する要綱 別表 2 (11) / 別表 4 (12)】

《口腔・栄養スクリーニング加算 (I) 1回につき20単位》

《口腔・栄養スクリーニング加算 (II) 1回につき5単位》

別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定国基準通所型サービス事業所の指定国基準通所型サービス従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあつては算定しない。

- ・口腔・栄養スクリーニング加算 (I) 20単位
- ・口腔・栄養スクリーニング加算 (II) 5単位

#### 【厚生労働大臣の定める基準】

ア 口腔・栄養スクリーニング加算 (I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(ア) 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報（当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあつては、その改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する担当職員及び介護支援専門員に提供していること。

(イ) 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあつては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する担当職員及び介護支援専門員に提供していること。

(ウ) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。

(エ) 算定日が属する月が、次に掲げる基準のいずれにも該当しないこと。

① 栄養アセスメント加算を算定している間である又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月（栄養状態のスクリーニングを行った結果、栄養改善サービスが必要であると判断され、栄養改善サービスが開始された日の属する月を除く）であること。

② 当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間である又は当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月（口腔の健康状態のスクリーニングを行った結果、口腔機能向上サービスが必要であると判断され、口腔機能向上サービスが開始された日の属する月を除く。）であること。

(オ) 他の介護サービスの事業所において、当該利用者について、口腔連携強化加算を算定していないこと。

イ 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） 次のいずれかに適合すること。

（ア） 次のいずれにも適合すること。

- ① ア（ア） 及び （ウ）に適合すること。
- ② 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定している間である又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月（栄養状態のスクリーニングを行った結果、栄養改善サービスが必要であると判断され、栄養改善サービスが開始された日の属する月を除く。）であること。
- ③ 算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算若しくは選択的サービス複数実施加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月でないこと。

（イ） 次のいずれにも適合すること。

- ① ア（イ） 及び（ウ）に適合すること。
- ② 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定していない、かつ、当該利用者が栄養改善加算若しくは選択的サービス複数実施加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間又は当該栄養改善サービスが終了した日の属する月ではないこと。
- ③ 算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月（口腔の健康状態のスクリーニングを行った結果、口腔機能向上サービスが必要であると判断され、口腔機能向上サービスが開始された日の属する月を除く。）であること。
- ④ 他の介護サービスの事業所において、当該利用者について、口腔連携強化加算を算定していないこと。

#### （18）科学的介護推進体制加算

【額の算定に関する要綱 別表 2 （12） / 別表 4 （13）】

《1月につき 40単位》

次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定国基準通所型サービス事業所が、利用者に対し指定国基準通所型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

- ① 利用者ごとのADL値（ADLの評価に基づき測定した値をいう。）、栄養状態、口腔機能、認知症（法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。）の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。
- ② 必要に応じて国基準通所型サービス計画を見直すなど、指定国基準通所型サービスの提供に当たって、アに規定する情報その他指定国基準通所型サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

【参照】科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の掲示について

**(19) 介護職員等処遇改善加算 【令和6年度報酬改定（令和6年6月1日から）】**

【額の算定に関する要綱 別表 2（13） / 別表 4（14）】

別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定国基準通所型サービス事業所が、利用者に対し、指定国基準通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。（注1）ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

|                  |                           |
|------------------|---------------------------|
| ア 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） | 所定単位数(*)の1000分の92に相当する単位数 |
| イ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） | 所定単位数(*)の1000分の90に相当する単位数 |
| ウ 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） | 所定単位数の(*)1000分の80に相当する単位数 |
| エ 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） | 所定単位数の(*)1000分の64に相当する単位数 |

\*所定単位数（基本サービス費+各種加算減算）とは、総単位数(\*\*)に地域単価(10.45)を掛けた単位数  
 \*\*総単位数とは、基本単位に加算・減算を加えた単位数

※区分支給限度基準額の算定対象外

※通所型サービスAについては、一体型に限り所定単位数は基本単位数のみを指す。

※※「厚生労働大臣が定める基準」 厚労告95百三十六

※共通事項テキストも確認してください。

※厚生労働省ホームページにて、令和6年度介護報酬改定についてのQ&A等更新されていますので、随時ご確認ください。 [https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_38790.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html)

【関連通知】次の通知を必ず参照してください。

- 「介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について（令和7年度分）」及び「介護職員等処遇改善加算に関するQ&A（第1版）」について（令和7年2月7日老発0207第5号）」

●過去の指導事例

介護職員等処遇改善加算等において、職員全体に対する周知が不十分だった。職員全体に加算の制度及び内容の周知が完了していることが確認できるよう記録に残すこと

**Q. 通所型サービスAについて、加算は月で算定できるのか**



**A.** 通所型サービスAは出来高報酬ですが、加算については、月、回数及び日ごとに算定する加算があります。通所型サービスAの費用の額の算定については、「茅ヶ崎市指定第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準を定める要綱」をご確認ください。

### 3 他のサービスとの関係

利用者が次のサービスを受けている間は、国基準通所型サービス費及び通所型サービスA費を算定できません。

- ・ 第1号通所事業
- ・ 自宅で機能アップコース（短期集中訪問型サービス）
- ・ 介護予防特定施設入居者生活介護
- ・ 介護予防小規模多機能型居宅介護
- ・ 介護予防認知症対応型共同生活介護
- ・ 介護予防短期入所生活介護
- ・ 介護予防短期入所療養介護

利用者が指定第1号通所事業を受けている間は、当該事業所以外の第1号通所事業を行う指定事業所が指定第1号通所事業の他の事業で包括報酬を行った場合に、第1号通所事業は、算定しない。

【額の算定に関する要綱 別表 2 注7 注8 / 別表 4 注7 注8】

## 第1号通所事業 利用料金一覧

### 1 介護報酬に係る費用

#### 【利用者負担額の算出方法】

地域単価(10.45円)×単位数=〇〇円(1円未満切り捨て)

〇〇円-(〇〇円×0.9※(1円未満切り捨て))=△△円(利用者負担額) ※2割負担の場合は0.8, 3割負担の場合は0.7

※実際の利用者負担額の算出は、1か月のサービスの合計単位数により計算します。

#### 【国基準通所型サービス】

5級地 地域単価:10.45円

|                   |                    | 区分                          | 単位                | 利用料(10割)<br>(円) | 利用者負担額(1割)<br>(円) | 利用者負担額(2割)<br>(円) | 利用者負担額(3割)<br>(円) | 算定単位  |
|-------------------|--------------------|-----------------------------|-------------------|-----------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------|
| 月額包括報酬<br>(1月につき) | 1週当たりの標準的な回数を定める場合 | 事業対象者・要支援1                  | 1,798             | 18,789          | 1,879             | 3,758             | 5,637             | 1月につき |
|                   |                    | 事業対象者・要支援2                  | 3,621             | 37,839          | 3,784             | 7,568             | 11,352            |       |
| 出来高報酬<br>(1回につき)  | 1月当たりの回数を定める場合     | 事業対象者・要支援1<br>※1月の中で全部で4回まで | 436               | 4,556           | 456               | 912               | 1,367             | 1回につき |
|                   |                    | 事業対象者・要支援2<br>※1月の中で全部で8回まで | 447               | 4,671           | 468               | 935               | 1,402             |       |
| 加算<br>減算          | 同一建物減算1            | (月額包括報酬)事業対象者・要支援1          | -376              | -3,929          | -393              | -786              | -1,179            | 1月につき |
|                   | 同一建物減算2            | (月額包括報酬)事業対象者・要支援2          | -752              | -7,858          | -786              | -1,572            | -2,359            | 1月につき |
|                   | 同一建物減算3            | (出来高報酬)                     | -94               | -982            | -99               | -197              | -295              | 1回につき |
|                   | 送迎減算               |                             | -47               | -491            | -50               | -99               | -148              | 片道につき |
|                   | 生活機能向上グループ活動加算     |                             | 100               | 1,045           | 105               | 209               | 314               | 1月につき |
|                   | 若年性認知症利用者受入加算      |                             | 240               | 2,508           | 251               | 502               | 753               |       |
|                   | 栄養アセスメント加算         |                             | 50                | 522             | 53                | 105               | 157               |       |
|                   | 栄養改善加算             |                             | 200               | 2,090           | 209               | 418               | 627               |       |
|                   | 口腔機能向上加算(Ⅰ)        |                             | 150               | 1,567           | 157               | 314               | 471               |       |
|                   | 口腔機能向上加算(Ⅱ)        |                             | 160               | 1,672           | 168               | 335               | 502               |       |
|                   | 一体的サービス提供加算        |                             | 480               | 5,016           | 502               | 1,004             | 1,505             |       |
|                   | サービス提供体制強化加算(Ⅰ)    | 事業対象者・要支援1                  | 88                | 919             | 92                | 184               | 276               |       |
|                   |                    | 事業対象者・要支援2                  | 176               | 1,839           | 184               | 368               | 552               |       |
|                   | サービス提供体制強化加算(Ⅱ)    | 事業対象者・要支援1                  | 72                | 752             | 76                | 151               | 226               |       |
|                   |                    | 事業対象者・要支援2                  | 144               | 1,504           | 151               | 301               | 452               |       |
|                   | サービス提供体制強化加算(Ⅲ)    | 事業対象者・要支援1                  | 24                | 250             | 25                | 50                | 75                |       |
|                   |                    | 事業対象者・要支援2                  | 48                | 501             | 51                | 101               | 151               |       |
|                   | 生活機能向上連携加算(Ⅰ)      | ※3月に1回を限度                   | 100               | 1,045           | 105               | 209               | 314               |       |
|                   | 生活機能向上連携加算(Ⅱ)      |                             | 200               | 2,090           | 209               | 418               | 627               |       |
|                   | 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)  | ※6月に1回を限度                   | 20                | 209             | 21                | 42                | 63                |       |
|                   | 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)  | ※6月に1回を限度                   | 5                 | 52              | 6                 | 11                | 16                |       |
|                   | 科学的介護推進体制加算        |                             | 40                | 418             | 42                | 84                | 126               |       |
|                   | 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)      |                             | 所定単位数の 92/1000 加算 |                 |                   |                   |                   | 1月につき |
|                   | 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)      |                             | 所定単位数の 90/1000 加算 |                 |                   |                   |                   |       |
|                   | 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)      |                             | 所定単位数の 80/1000 加算 |                 |                   |                   |                   |       |
|                   | 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)      |                             | 所定単位数の 64/1000 加算 |                 |                   |                   |                   |       |
|                   | 高齢者虐待防止措置未実施減算     |                             | 所定単位数の 1/100 減算   |                 |                   |                   |                   | 1月につき |
| 業務継続計画未策定減算       |                    | 所定単位数の 1/100 減算             |                   |                 |                   |                   |                   |       |

第1号通所事業 利用料金一覧

【通所型サービスA】(一体型)

5級地 地域単価:10.45円

| 区分               |                             | 単位                | 利用料(10割)<br>(円) | 利用者負担額(1割)<br>(円) | 利用者負担額(2割)<br>(円) | 利用者負担額(3割)<br>(円) | 算定単位  |       |
|------------------|-----------------------------|-------------------|-----------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------|-------|
| 出来高報酬<br>(1回につき) | 1月当たりの回<br>数を定める場合          |                   |                 |                   |                   |                   |       |       |
|                  | 事業対象者・要支援1<br>※1月の中で全部で4回まで | 288               | 3,009           | 301               | 602               | 903               | 1回につき |       |
|                  | 事業対象者・要支援2<br>※1月の中で全部で8回まで | 297               | 3,103           | 311               | 621               | 931               |       |       |
| 加算<br>減算         | 生活機能向上グループ活動加算              | 25                | 261             | 27                | 53                | 79                | 1回につき |       |
|                  | 若年性認知症利用者受入加算               | 30                | 313             | 32                | 63                | 94                | 1日につき |       |
|                  | 栄養アセスメント加算                  | 50                | 522             | 53                | 105               | 157               |       |       |
|                  | 栄養改善加算                      | 200               | 2,090           | 209               | 418               | 627               |       |       |
|                  | 口腔機能向上加算(Ⅰ)                 | 150               | 1,567           | 157               | 314               | 471               |       | 1月につき |
|                  | 口腔機能向上加算(Ⅱ)                 | 160               | 1,672           | 168               | 335               | 502               |       |       |
|                  | 一体的サービス提供加算                 | 480               | 5,016           | 502               | 1,004             | 1,505             |       |       |
|                  | サービス提供体制強化加算(Ⅰ)             | 22                | 229             | 23                | 46                | 69                | 1回につき |       |
|                  | サービス提供体制強化加算(Ⅱ)             | 18                | 188             | 19                | 38                | 57                |       |       |
|                  | サービス提供体制強化加算(Ⅲ)             | 6                 | 62              | 7                 | 13                | 19                |       |       |
|                  | 送迎加算                        | 47                | 491             | 50                | 99                | 148               | 片道につき |       |
|                  | 入浴加算                        | 40                | 418             | 42                | 84                | 126               | 1日につき |       |
|                  | 生活機能向上連携加算(Ⅰ) ※3月に1回を限度     | 100               | 1,045           | 105               | 209               | 314               | 1月につき |       |
|                  | 生活機能向上連携加算(Ⅱ)               | 200               | 2,090           | 209               | 418               | 627               |       |       |
|                  | 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ) ※6月に1回を限度 | 20                | 209             | 21                | 42                | 63                | 1回につき |       |
|                  | 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ) ※6月に1回を限度 | 5                 | 52              | 6                 | 11                | 16                |       |       |
|                  | 科学的介護推進体制加算                 | 40                | 418             | 42                | 84                | 126               | 1月につき |       |
|                  | 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)               | 所定単位数の 92/1000 加算 |                 |                   |                   |                   |       | 1回につき |
|                  | 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)               | 所定単位数の 90/1000 加算 |                 |                   |                   |                   |       |       |
|                  | 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)               | 所定単位数の 80/1000 加算 |                 |                   |                   |                   |       |       |
| 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)    | 所定単位数の 64/1000 加算           |                   |                 |                   |                   |                   |       |       |
| 高齢者虐待防止措置未実施減算   | 所定単位数の 1/100 減算             |                   |                 |                   |                   |                   |       |       |
| 業務継続計画未策定減算      | 所定単位数の 1/100 減算             |                   |                 |                   |                   |                   |       |       |
|                  |                             |                   |                 |                   |                   |                   |       |       |

## 第1号通所事業 利用料金一覧

【通所型サービスA】(単独型)

5級地 地域単価: 10.45円

| 区分               |                    | 単位                                | 利用料(10割)<br>(円) | 利用者負担額(1割)<br>(円) | 利用者負担額(2割)<br>(円) | 利用者負担額(3割)<br>(円) | 算定単位  |       |
|------------------|--------------------|-----------------------------------|-----------------|-------------------|-------------------|-------------------|-------|-------|
| 出来高報酬<br>(1回につき) | 1月当たりの回<br>数を定める場合 | 事業対象者・要支援1<br>※1月の中で全部で4回まで       | 264             | 2,758             | 276               | 552               | 828   | 1回につき |
|                  |                    | (送迎片道)事業対象者・要支援1<br>※1月の中で全部で4回まで | 311             | 3,249             | 325               | 650               | 975   |       |
|                  |                    | (送迎往復)事業対象者・要支援1<br>※1月の中で全部で4回まで | 358             | 3,741             | 375               | 749               | 1,123 |       |
|                  |                    | 事業対象者・要支援2<br>※1月の中で全部で8回まで       | 271             | 2,831             | 284               | 567               | 850   |       |
|                  |                    | (送迎片道)事業対象者・要支援2<br>※1月の中で全部で8回まで | 318             | 3,323             | 333               | 665               | 997   |       |
|                  |                    | (送迎往復)事業対象者・要支援2<br>※1月の中で全部で8回まで | 365             | 3,814             | 382               | 763               | 1,145 |       |
| 減算               | 高齢者虐待防止措置未実施減算     |                                   | 所定単位数の 1/100 減算 |                   |                   |                   |       |       |
|                  | 業務継続計画未策定減算        |                                   | 所定単位数の 1/100 減算 |                   |                   |                   |       |       |

### 2 その他の費用(介護保険対象外サービス)

|       |                  |                               |
|-------|------------------|-------------------------------|
| 朝食代   | ●●円              |                               |
| おやつ代  | ●●円              |                               |
| おむつ代等 | おむつ●●円<br>パット●●円 |                               |
| 検査料等費 | 実費               |                               |
| 交通費   | 通常の事業の実施地域内      | 無料                            |
|       | 通常の事業の実施地域外      | 通常の事業の実施地域を越えた地点から片道1kmあたり●●円 |